

福岡県いじめ問題総合対策

～いじめ　しない　させない　見逃さない～

【令和7年改訂版】

令和7年3月
福岡県教育委員会

< 目 次 >

第1部 福岡県いじめ問題総合対策改訂の考え方

- 1 福岡県いじめ問題総合対策改訂の考え方 1
- 2 学校、市町村・県教育委員会での取組の概要 2

第2部 いじめの防止等の対策

第1章 いじめの問題に対する学校の取組

- 1 いじめの防止につながる発達支持的生徒指導 8
- 2 いじめの未然防止教育の推進 10
- 3 いじめの早期発見・早期対応の取組の充実 14
- 4 重大事態に発展させない困難課題対応の生徒指導の実際 21
- 5 学校の組織的指導体制の整備及び関係機関等との連携 22
- 6 家庭・地域との連携によるいじめ問題対策の推進 29

第2章 いじめの問題に対する市町村教育委員会の取組

- 1 総合的・組織的取組の強化 33
- 2 学校への指導と支援 35
- 3 教育相談体制の整備 38
- 4 家庭・地域との連携と支援 39
- 5 適切な学校評価・教員評価の実施 42

第3章 いじめの問題に対する県教育委員会の取組

- 1 いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置 45
- 2 未然防止・早期発見・早期対応のための指導・支援 47
- 3 教育相談等の体制整備 51
- 4 いじめに適切に対応する教職員研修の充実 55
- 5 家庭・地域の教育力の向上への支援 58
- 6 適切な学校評価・教員評価の実施 59

第3部 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査 60
- 2 調査結果の提供及び報告 73
- 3 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置 74

第1部

福岡県いじめ問題総合対策改訂の考え方

1 福岡県いじめ問題総合対策改訂の考え方

(1) 福岡県いじめ問題総合対策改訂について

本県においては、いじめが大きな原因の一つとして考えられる平成18年に発生した生徒の自殺事案を機に、それまでの取組を見直し、平成19年度に「福岡県いじめ問題総合対策」を策定し、いじめの問題の解決に取り組んできた。さらに、平成25年度には「新福岡県いじめ問題総合対策」を策定し、取組の改善・強化を図ってきた。

そのような中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防対法」という。）が施行され、同年10月には、いじめ防対法に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

本県においては、いじめ防対法や国の基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）の取組が、より体系的かつ計画的に実施されるよう平成26年3月に「福岡県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を策定し、これを受けて、平成27年3月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂した。

その後、いじめ防対法の施行から3年が経過した平成29年3月に国の基本方針が改定されたことに伴い、平成30年2月に県基本方針を改定した（これに伴い「福岡県いじめ問題総合対策」に留意事項を追加）。

また、令和4年12月、国は生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため「生徒指導提要」の改訂を行った。

さらに、平成29年3月の国の基本方針の改定と同時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）について、重大事態の発生件数が増加傾向にあることや、依然としていじめ防対法や国の基本方針、重大事態ガイドラインに沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況等を踏まえ、令和6年8月に重大事態ガイドラインの改訂が行われた。

以上の経緯やいじめ認知件数、重大事態件数が過去最多を更新するなど、コロナ禍を経て、生徒を取り巻く環境の変化に対応し、いじめ防止等の取組が一層推進されるように「福岡県いじめ総合対策」を改訂することとしたものである。

参考 「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）



(2) 福岡県いじめ問題総合対策改訂の考え方

県基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、いじめ防対法により規定された、地方公共団体や学校における組織体制や、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めたものである。

今回の改訂においては、県基本方針に基づき、「福岡県いじめ問題総合対策」（平成27年3月改訂版）について整理・見直しを行い、いじめの問題に対する学校、市町村教育委員会、県教育委員会、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき内容をより具体的に示した。

また、「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）に沿って、いじめの防止等の対策（①いじめの防止につながる発達支持的生徒指導、②いじめの未然防止教育の推進、③いじめの早期発見・早期対応の取組の充実、④重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際、⑤学校の組織的指導体制の整備及び関係機関等との連携、⑥家庭・地域との連携によるいじめ問題対策の推進）の視点を整理した。

さらに、重大事態への対処については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）を踏まえ、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめ、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化した。

参考 「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」（通知）
（文部科学省 令和6年8月）



2 学校、市町村・県教育委員会での取組の概要

(1) 学校の取組

学校においては、いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という認識の下、自校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まない学校づくりに向け、組織的に人間関係づくりのための教育活動や道德教育を充実させるとともに、早期発見・早期対応と継続的な指導に努めることが重要である。

そのため、校内いじめ対策委員会等のいじめ対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を中核として、校内指導体制や教育相談体制を整備し組織としての機能化を図り、校長のリーダーシップの下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組を計画的・継続的に行う必要がある。

また、いじめがあることが確認された場合には、関係児童生徒の安全の確保や加害児童生徒に対する毅然とした指導、保護者等と協力した指導や教育委員会への報告・相談、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

さらに、いじめの対応に当たる教職員の指導力や資質の向上に向けた教職員研修の充実を図ることが必要である。

【学校の取組の主な内容】

(1) いじめの防止につながる発達支持的生徒指導

- 人間関係・集団づくりの推進
 - ・ 学級・ホームルーム活動における話合いの活動の充実
 - ・ 児童会・生徒会活動の活性化
 - ・ 異年齢集団による活動の推進
 - ・ 人間関係・集団づくり等のスキル指導の推進
- 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成
 - ・ 家庭でルールやマナーの意味を考える取組の推進
 - ・ 学校でルールやマナーの意味を考える取組の推進
 - ・ 地域でルールやマナー等を実践的に学ぶ取組の推進

(2) いじめの未然防止教育の推進

- 豊かな人間性を育む教育活動の推進
- 命の教育の推進
 - ・ 学校における命の大切さを学ぶ道德教育の充実

- ・ 学校における命を大切にする心を育む体験活動の充実
- ・ 管理職による命の大切さ等を訴える講話の実施
- ・ 学校・家庭・地域連携による命の教育週間・月間等の充実
- 体験活動の推進
 - ・ 学校における体験活動の推進
 - ・ 市町村教育委員会や地域等における体験活動の推進
- (3) いじめの早期発見・早期対応の取組の充実
 - いじめの問題に対する取組の視点
 - いじめの定義の適切な理解と対応
 - ・ いじめの定義と解釈
 - ・ いじめに対する教職員の姿勢
 - ・ 報告の在り方
 - 児童生徒の視点からの早期発見の取組
 - ・ いじめを把握するアンケート等の月1回以上の実施
 - ・ 面談等の実施
 - ・ 相談ポストの活用
 - ・ いじめ撲滅月間と連動させた取組
 - 組織的な早期対応・継続的指導の徹底
 - いじめられている児童生徒への支援
 - ・ いじめの事実関係の把握
 - ・ いじめられている児童生徒の安全確保と全面的な支援（心のケア）
 - ・ いじめの加害者と被害者の関係修復
 - ・ 校長、関係職員及び保護者等への報告と対応の確認
 - ・ 保護者等や関係機関等との連携といじめられている児童生徒の支援体制の整備
 - ・ いじめの解消
 - いじめている児童生徒への対応
 - ・ いじめの事実と経緯の確認
 - ・ 校長、関係職員及び保護者等への報告
 - ・ いじめの態様等に応じた指導の徹底
 - ・ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善
 - まわりの児童生徒への対応
 - ・ 事実関係の確認と当事者意識の高揚
 - ・ 人間関係形成能力を高める道徳科（道徳教育）・特別活動等の実践
 - ・ 自己存在感を実感できる学級・ホームルームづくり、授業づくりの推進
- (4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際
 - 初期対応について
 - 校内いじめ対策委員会におけるアセスメント等について
 - 警察等との連携について
 - 資料の整理・保存
- (5) 学校の組織的指導体制の整備及び関係機関等との連携
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
 - ・ 学校いじめ防止基本方針策定の目的
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の内容
 - ・ 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意点

- 校内組織の整備
 - ・ 校内いじめ対策委員会
 - ・ 生徒指導部等（生徒支援部を含む。）
 - ・ 学年会議
 - ・ 職員会議
 - ・ P T A ・ 学校運営協議会等
- 児童生徒理解と教育相談体制の充実
 - ・ 個人面談、アンケート等による児童生徒理解の深化
 - ・ 教育相談コーディネーター等を中心とした教育相談体制の充実
- 学校組織の機能化・活性化の視点
 - ・ 報告体制・連絡体制の確立
 - ・ 教職員の共通理解
 - ・ 継続的・計画的な取組
 - ・ 評価・点検
 - ・ 校長のリーダーシップとコーディネーターの位置づけ
 - ・ S C 等専門家の活用
 - ・ 関係機関との密接な連携
- (6) 家庭・地域との連携によるいじめ問題対策の推進
 - 意識調査や協議による情報（意見や状況）把握
 - いじめの対応に関する学校の考え方・取組についての説明・公開・発信
 - 「いじめの防止研修」の機会や内容の充実
 - 学校と家庭・地域が連携・協働した実践活動・宣言等の推進

(2) 市町村教育委員会の取組

市町村教育委員会においては、「地方いじめ防止基本方針」（以下「市町村基本方針」という。）の策定やいじめの防止等の対策を実効的に行うための組織等を設置するよう努めることが必要である。

また、市町村教育委員会は、学校のいじめの状況を確実に把握し、迅速かつ適切に対応する組織的取組を強化することが必要である。

さらに、通報・相談窓口の整備や、いじめ問題に関する教職員研修の企画等を行い、学校のいじめの問題への取組の指導・支援を行うとともに、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、いじめを生まない地域づくりのコーディネーターとしての役割を果たすことも重要である。

なお、重大事態が発生した場合には、速やかに調査組織を設け、学校や首長部局と連携し、当該事態への対処及び同種の事態の発生の防止に努めることが必要である。

【市町村教育委員会の取組の主な内容】

- (1) 総合的・組織的取組の強化
 - 市町村基本方針の策定
 - いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - 教育委員会の附属機関等の設置
- (2) 学校への指導と支援
 - 実態把握のための調査・報告体制の確立
 - サポート体制
 - いじめの問題に関する研修の充実
 - 危機管理マニュアルの整備
 - 人材バンク等の整備・充実
 - 心の教育や人間関係・集団づくりへの支援
- (3) 教育相談体制の整備
 - 相談窓口等の整備・充実
 - 相談ポスト等の設置
 - 学校の教育相談体制強化への支援
- (4) 家庭・地域との連携と支援
 - いじめの問題に対する家庭・地域と連携した組織と活動づくり
 - 家庭・地域・学校のコーディネートを行う担当者による活動支援
 - 地域における体験活動の機会づくりの推進
 - ・ 地域における大人と子供がともに活動する場づくり
 - ・ 子供の体験活動の機会の充実
 - 子育て学習の機会充実と家庭教育の相談体制づくり
 - ・ いじめの問題や子育てについて学ぶ機会の充実
 - ・ 子育てや子供の育ち等に関する相談体制の充実
- (5) 適切な学校評価・教員評価の実施
 - 学校評価の活用
 - 教員評価

(3) 県教育委員会の取組

県教育委員会は学校や市町村教育委員会等の取組を指導・支援していく役割をもち、県基本方針に基づき、学校の指導体制やいじめの未然防止・早期発見・早期対応、指導・支援、教育相談の体制整備、教職員の資質の向上に関する教職員研修の充実等を行う。

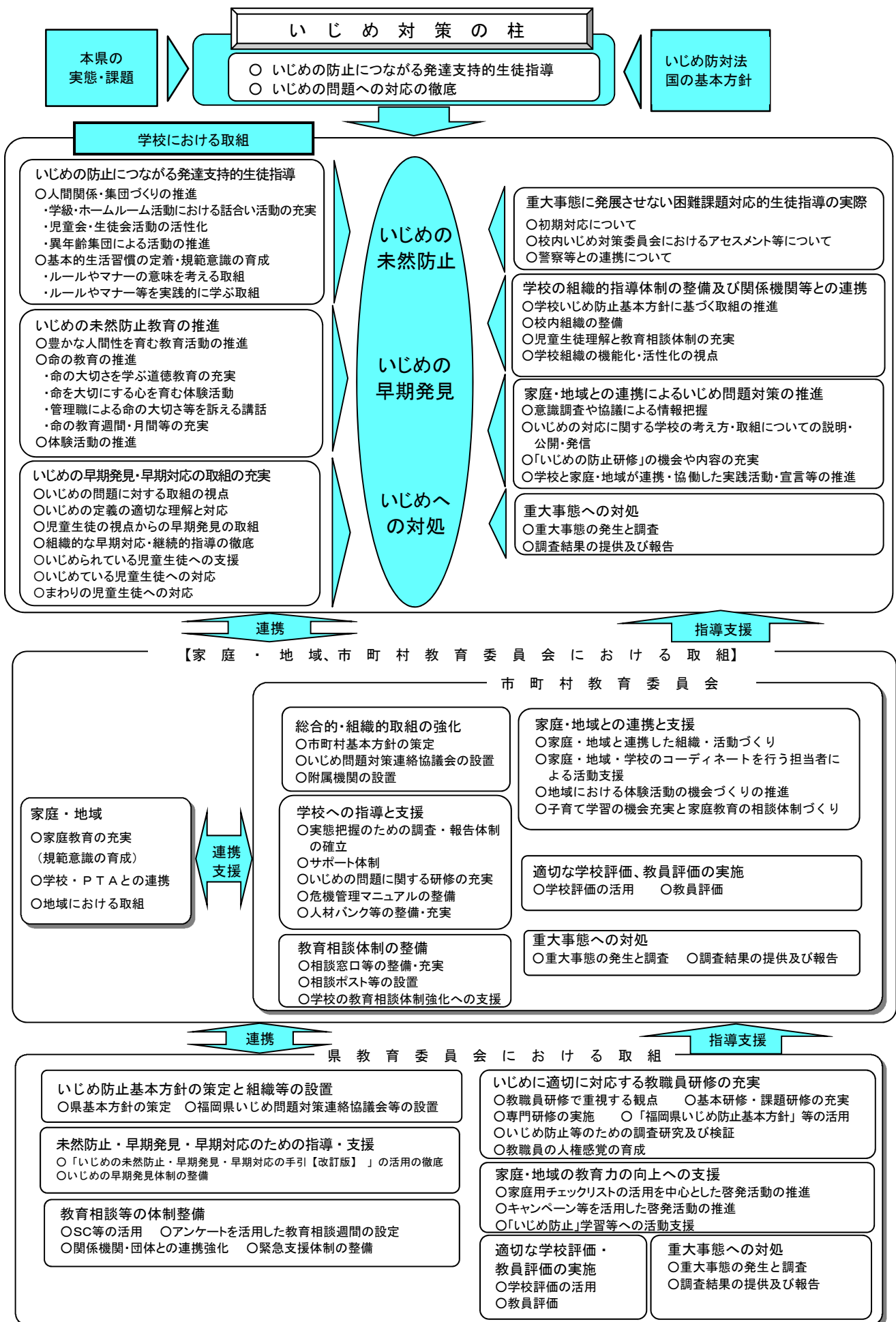
また、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組への支援も必要であり、「いじめ問題対策連絡協議会」等を設置し、いじめの防止等に関する関係機関及び団体及び各市町村教育委員会との連携を図る。

さらに、県立学校において重大事態が発生した際には、その事態への対処及び同種の事態の発生の防止に努める。

【県教育委員会の取組の主な内容】

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
 - 県基本方針の策定
 - 福岡県いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ 福岡県いじめ問題対策連絡協議会の構成員
 - ・ 福岡県いじめ問題対策連絡協議会の活動内容
 - いじめ問題等学校支援委員会
 - 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会
- (2) 未然防止・早期発見・早期対応のための指導・支援
 - 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」の活用の徹底
 - いじめの早期発見体制の整備
 - ・ 相談ポストの設置
 - ・ 「子どもホットライン24」相談窓口の設置と周知
 - ・ LINEによる相談窓口
 - ・ 電子メールによる相談
 - ・ 福岡県いじめレスキューセンターによる相談
- (3) 教育相談等の体制整備
 - SC等の活用
 - アンケートを活用した教育相談週間の設定
 - 関係機関・団体との連携強化
 - 緊急支援体制の整備
- (4) いじめに適切に対応する教職員研修の充実
 - 教職員研修で重視する観点
 - ・ いじめの問題に対する理解と対応
 - ・ 教職員の人権意識・人権感覚の育成
 - 基本研修・課題研修の充実
 - ・ 基本研修におけるいじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解の完全実施
 - ・ リーダー育成のため、3つの視点からの研修を実施
 - ・ 課題研修における、いじめの問題に特化した研修の実施
 - 専門研修の実施
 - 「県基本方針」等の活用
 - いじめの防止等のための調査研究及び検証
 - 教職員の人権感覚の育成
 - ・ 人権に関する知的理解と人権感覚を重視した研修内容の充実
 - ・ 本庁及び各教育事務所主管の人権教育研修会の充実
 - ・ 人権教育担当者研修会等において、次の内容の研修を実施
 - ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について」の活用
- (5) 家庭・地域の教育力の向上への支援
 - 「家庭用チェックリスト」の活用を中心とした啓発活動の推進
 - 全県的な研修会やキャンペーン等を通じた啓発活動の推進
 - 「いじめ防止」学習や実践活動に対する活動支援
- (6) 適切な学校評価・教員評価の実施
 - 学校評価の活用
 - 教員評価

【図 I-1 福岡県いじめ問題総合対策の概要】



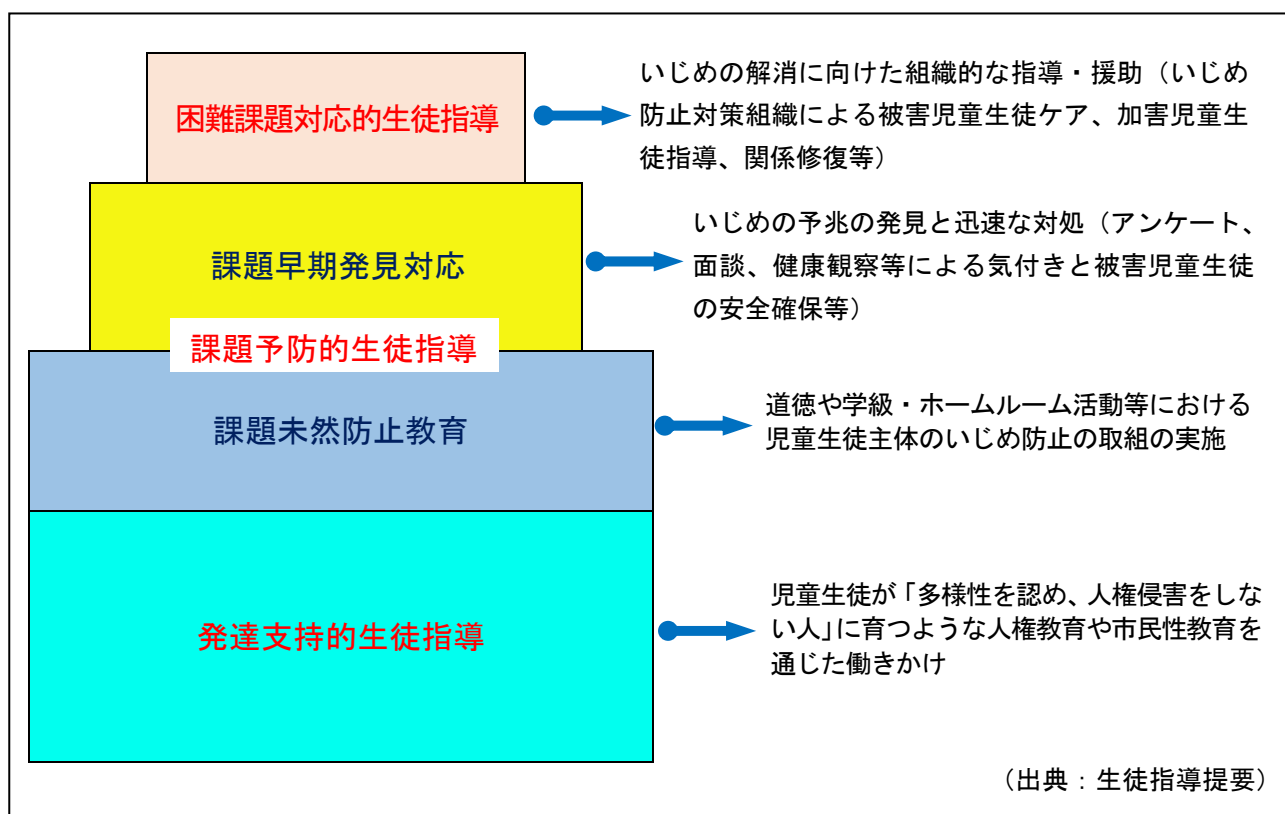
第2部

いじめの防止等の対策

第1章 いじめの問題に対する学校の取組

いじめ防対法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定された。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちだったが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言える。この対応のプロセスは、図Ⅱ－1に示した生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なる。

【図Ⅱ－1 いじめ対応の重層的支援構造】



各学校においては、①いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつこと、②「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもつこと、③「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつこと、という基本姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるよう働きかけることが求められる。

1 いじめの防止につながる発達支持的生徒指導

いじめの防止につながる発達支持的生徒指導とは、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常的教育活動を通して行うことである。

児童生徒が人権意識を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、人権教育と生徒指導

はいじめ防止につながる相乗的な効果をもつものであることを意識することが必要である。併せて、市民性を育む教育を行うことも重要であり、いじめの防止につながるという視点から、発達段階に応じた法教育を通して、「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高め、学校に市民社会のルールを持ち込むことが必要である。また、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級・ホームルームが、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要である。

これらのことから「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級・ホームルームづくり」を目指すことも、いじめの防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。その際、次のような点に留意することが重要である。

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
- ・児童生徒間において対等で自由な人間関係が築かれる居場所づくり
- ・自己信頼感の育成
- ・適切な援助希求ができる雰囲気づくり

なお、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行動等を通じた個と集団への働きかけが大切である。

また、発達支持的生徒指導が、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものという性質を踏まえると、これらのことを意図的に学習活動（各教科、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等）と密接に関連させて取組を進めることも重要である。

(1) 人間関係・集団づくりの推進

① 学級・ホームルーム活動における話し合いの活動の充実

学級・ホームルーム活動における話し合い活動は、児童生徒が協働して解決すべき課題や全員に共通する課題を見つけ、全員で話し合い、「自分もよくて、みんなにとってもよい目標（方法）」を合意形成し、分担・協力して実践したり、自分で決めた目標に向け励まし合いながら実践したりする活動であり、多様な考えを交流し、違いを乗り越えた折り合いの付け方を学ぶ活動である。

そのために、学級・ホームルーム生活上の諸問題を学級・ホームルーム全員の問題として発見させること、本音で話し合える支持的風土のある学級・ホームルームづくりを行うこと、自分たちの力で解決する経験を繰り返すことを重視していくことが必要である。

② 児童会・生徒会活動の活性化

児童会・生徒会活動は、学校生活の充実と向上を目指して、全児童生徒が協力して問題を解決する異年齢集団による活動である。特に、いじめを生まないために、より好ましい人間関係を築き、全児童生徒間に所属感や連帯感を高めていく活動を充実させていくことが重要である。

③ 異年齢集団による活動の推進

異年齢集団による活動や学校行事は、お互いを思いやる優しさや尊重し合う気持ちを育むことになり、健全な自尊感情や責任感を高め、豊かな人間関係を築くとともに、社会的自立を進めていくことにつながる。

④ 人間関係・集団づくり等のスキル指導の推進

学校においては児童生徒に様々な人々とのふれあいの場を設けたり、構成的グループエンカウンターやピア・サポート活動、ソーシャルスキル・トレーニング、アサーション・トレーニングなどの人間関係形成や社会性に関する技能（スキル）に特化した指導を行ったりする等の取組が必要である。

(2) 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

① 家庭でルールやマナーの意味を考える取組の推進

子供が属する家庭・学校・地域社会といった社会は、それぞれにルールやマナーがある。子供は、それぞれの社会のルールやマナーを自覚し、行動化することによって内面的な成長が図られる。

その最初に出会う社会が家庭であり、そこでのルールは、子供の人格形成の基盤となる。それゆえに家庭では、基本的生活習慣育成の基本的な場として、“新”家庭教育宣言運動（早寝・早起き・朝ご飯運動等）等の充実を図る等、学校と保護者等の連携活動として実施する取組を推進することが大切である。

② 学校でルールやマナーの意味を考える取組の推進

子供が家庭を離れ、次に出会うのが幼稚園や保育所、小学校等の社会である。特に、教育機関である学校においては、子供の行動の規範を、学校という場における集団生活を営む上での適切な規範として判断させていくことが重要であり、日常の行動を教材として、道徳科や学級・ホームルーム活動、生徒指導等の場面で適切に育成することが大切である。

③ 地域でルールやマナー等を実践的に学ぶ取組の推進

子供がルールやマナーを理解し、実践するためには、家庭や学校で学んだ行動や規範を、地域の様々な活動を通し、そのよさを実感することが重要となる。伝統行事や清掃活動等の地域活動に積極的に参加させ、地域の大人の声かけ、励ましを大切にし、子供自身に行動や規範に対する自信をもたせることが大切となる。

2 いじめの未然防止教育の推進

いじめの未然防止教育では、児童生徒にいじめをしない態度や力を身に付けさせる必要がある。これには、加害者の心理やいじめの背景を理解し、行動レベルで「いじめをしない」という感覚を身に付けるように働きかけることが重要である。学校では、道徳科や学級・ホームルーム活動を通じて、命の教育や体験的な学びの機会を設定することが求められている。

(1) 豊かな人間性を育む教育活動の推進

いじめの未然防止には、いじめに向かわない態度やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しつつ自律的に生活を送ることができる子供を育てることが必要である。

特に、次のような観点から子供の育成を図ることが大切である。

- 豊かな心、幅広い視野、それぞれの志をもつたくましさ
- 美しいものや自然に感動する心など柔らかな感性
- 正義感や公正さを重んじる態度
- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や多様性への寛容

(2) 命の教育の推進

命の教育は、命を学ぶと同時に命に学ぶ教育である。命がいかに大切であるかを、言葉として表現したものを理解するとともに、命そのものに接する中で感じ取ることが重要である。

そこで、学校においては、命の教育を推進するため、ねらいを明確にした道德教育における生命を大切にする心の指導とともに、命を実感させる体験活動の充実が重要であり、総合的な学習（探究）の時間や職場体験活動、奉仕体験活動等、地域と連携した多様な活動の場を設定し、命を実感させながら、自他の命を大切にするのできる子供の育成を図る。

① 学校における命の大切さを学ぶ道德教育の充実

道德教育において、命を次のような視点から捉え、指導の充実を図る。

命をとらえる3つの視点

- | | |
|------------|---|
| 偶然性 | 今、ここにこうして生きていること、存在していることは、いくつもの偶然が重なった結果であるということ。偶然性からの理解は、今の自分を支える人、もの、ことへの感謝へと発展する。 |
| 有限性 | 一つしかない命、一度しかない人生、命には始まりがあり必ず終わりがあるということ。有限性からの理解は、今を楽しむこと、今を有意義に生きることへと拡大する。 |
| 連続性 | ずっと昔の祖先から受け継ぎ、未来の子孫へと受け渡していく命。祖先の誰かがいなくなっても存在できない命、この自分があって初めて出会える命。連続性からの理解は、自らの命を絶つこと、他の命を軽んじることがいかに許されないことかを考えることへと深化する。 |

自分の命が自分だけのものではなく、過去にさかのぼり、さらには未来を展望し、全ての人たちとのつながりの中に自分の命があることに気づかせていくことが大切である。その中で、最も身近で、最も強いつながりを持ち、自分の誕生からずっと見守ってくれている家族の思いを通して命を大切にすることを指導する。

このような関係を踏まえて、生命尊重や家族愛の内容項目を基盤とした道徳科（道徳教育）の内容を構成する。このとき用いる資料として、誕生（誕生日）にかかわる話や、老いや病気にかかわる話を資料として活用した指導を、年間計画に適切に位置付けて行う。

② 学校における命を大切にすることを育む体験活動の充実

体験活動は、事実や事象とのかかわりの過程で、主として感覚機能を用いて自己を変容する営みである体験を、児童生徒の人間形成に役立つように、教育的配慮で編成したものである。命を大切にすることを育むためには、命と接する場面をもった体験活動の設定が必要である。そこで、次の3つの場面を考える。

命を実感する3つの場面

生まれくる命

生命の誕生の場面は愛情と希望に満ちあふれている。この場面に出会うことで、自分の誕生の時の家族や親戚の人々の喜びを想像することができる。命をいとおしむ心の原点である。

育つ命

生命は躍動している。夢や希望に向かって進んでいる。夢や希望は、その原動力であり、基盤となるのは命そのものである。たくましく生きる力に生命の神秘を感じ、自らが生きていること自体に喜びを感じることが、命への畏敬の念である。

死にゆく命

どんな生命にも限りがあり、終わりがある。永遠の別れである死の場面は悲しみに包まれる。それゆえに、これまでの生き方が映し出され、自分とかかわる人とのつながりが見える。死から目をそらさないことは生を真っ直ぐに見つめることである。

各学校においては、この3つの場面を直接的、間接的に体験できる活動を理科や家庭科などの教科及び総合的な学習（探究）の時間や特別活動等といった教育課程上に位置付け、継続的に実施する。その際、体験のための事前・事後活動を設定し、気づきや振り返りを大切にしながら、子供の自主性が育つように配慮する。

【表Ⅱ－１ 命を大切にする心を育む体験活動例】

飼育栽培体験	乳幼児とのふれあい体験	高齢者との交流体験
○各種野菜栽培活動 ・種まき、苗植え ・草取り、水やり ・追肥 ・収穫 ・種取、保存 ○動物飼育活動 ・日常の世話 ・出産補助 ○動物保護活動 ・鮭のふ化、放流 ・ホタルの飼育、環境浄化	○保育所、幼稚園等との交流活動 ・保育所、幼稚園等訪問 ・保育所、幼稚園等招待 ・保育士及び幼稚園教諭による講話 ○妊婦との交流活動 ・出産、育児体験に基づく講話 ○助産師の講話 ・妊婦との対話 ・出産に基づく講話 ・助産師との対話	○高齢者との交流活動 ・老人ホーム、福祉施設訪問 ・高齢者招待 ・昔遊び体験 ・伝統工芸体験 ・伝統行事体験 ・招待給食 ・合唱、合奏披露 ・介護体験 ・手紙交換

また、道徳科（道徳教育）の授業で見出した道徳的な価値を、体験活動の中で確かめたり、体験活動で感じたことを道徳の時間に再認識したりできるよう、道徳科（道徳教育）の主題配列や指導内容を工夫するなど、体験活動と道徳科（道徳教育）の授業の関連を図るようにすることが重要である。

③ 管理職による命の大切さ等を訴える講話の実施

いじめの防止のためには、「命はかけがえのない大切なものである」や「いじめから児童生徒を守り抜く」等いじめを生まない環境づくりに学校全体で努める必要がある。

そのために、校長が率先して、職員会議や全校集会などにおいて命の大切さ等を訴えかけ、日常的にいじめの問題に触れ、学校としてのいじめに対峙する決意を全ての児童生徒や教職員に伝えていくことが有効である。

また、日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する場を工夫するとともに、全ての教職員が、授業や学級・ホームルーム活動等において、日常的にいじめの問題に触れ、学校を挙げていじめに対峙する風土を醸成していくことが有効である。

④ 学校・家庭・地域連携による命の教育週間・月間等の充実

命の問題は、子供だけでなく大人の問題でもある。命の誕生から育っていく過程において子供を取り巻く大人たちが、命に対してどのような考えをもち、どのように接し、どのような生き方をしていくかを考えていくことは極めて大切なことである。そのために、学校だけでなく、家庭や地域が一体となった命の教育の推進を図る必要がある。そこで、市町村単位や中学校区単位等で学校・家庭・地域が連携・協働する体制（「地域学校協働活動」や「コミュニティ・スクール」等）を構築し、命の教育のための共通の時間と場を設定し、命の教育の取組を地域全体で展開する。

(3) 体験活動の推進

体験活動が目指すものは、自立の基盤となり内面的な力となる自立心である。

自立心は自分への信頼が基盤になっており、自分の考えや判断のもとに行動（自主性）し、自分をコントロールしながら目標に向かって努力する（自律性）経験の積み重ねが、自立心を育てていく。

また、体験活動は児童生徒の社会性を育成する。自己実現は他者や公の利益を犠牲にして成り立つものであってはならず、自分と他者との違いを知り、尊重しつつ人間関係を築き、公の利益を守り貢献することが、結局は、自己実現につながるものであることを教える必要がある。

こうしたことを可能にする資質が社会性である。他者との円滑な関係を保ちつつ、社会と豊かにかかわる中で、人は自分の役割や責任を自覚し、社会人として自立していく。社会性は、社会にかかわることを通してのみ育ち磨かれていく。児童生徒の社会的体験が不足している今、発達の段階に応じて適切に社会とかかわる体験の場を提供していくことが必要である。

① 学校における体験活動の推進

体験活動の内容によっては、明確な分類が難しいものもある。「どのような体験活動をさせるか」ではなく、まず「どのような資質・能力を育てたいのか」ということを十分に検討し、ねらいや目的を明確にした上で、児童生徒の発達の段階や学校、地域の実情に応じて、体験活動の内容を決定することが重要である。

② 市町村教育委員会や地域等における体験活動の推進

全人的な児童生徒の育成を考えたとき、学校、家庭、市町村教育委員会、社会教育等関係諸機関、地域の子供育成会等が個々ばらばらに体験活動を実施しても大きな効果は望めない。

学校では実施が困難である体験活動を家庭や地域が実施するのではなく、互いの教育活動を関連させながら、実施していくことが重要である。学校・市町村教育委員会が中心となり、地域の教育力を活用しながら進めることが必要である。

3 いじめの早期発見・早期対応の取組の充実

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

特に早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見いだして、指導・援助につなげる。

(1) いじめの問題に対する取組の視点

学校におけるいじめの問題への対応の第一の視点は、「早期発見・早期対応の取組の充実」であり、これまでのいじめの報告体制やいじめの早期発見・早期対応の取組の評価・改善を行うことが必要である。

第二の視点は、「学校の組織的指導体制の整備」である。いじめを一人の教職員が抱え込むことのないよう教育相談体制を含めた組織的な指導体制を充実させることが重要である。

第三の視点は、「教職員研修の充実」である。学校が、いじめの問題をできる限り早期に発見し、適切に解決するためには、組織的対応の基盤となる教職員一人一人のいじめの問題に関する指導力や資質の向上が重要である。

さらに、いじめの問題は、学校だけで解決していくことは困難であるため、家庭や地域社会と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃から連携を深めることが大切である。

(2) いじめの定義の適切な理解と対応

いじめの早期発見のためには、教職員や児童生徒一人一人が、いじめに対する適切な理解をすることが重要である。そのため、学校は教職員研修や職員会議等で、実際の事案といじめの定義を照らし合わせることを繰り返し行い、教職員の共通理解の徹底を図ることが必要である。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、いじめに対する適切な理解の浸透を図ることが必要である。

① いじめの定義と解釈

《いじめ防対法におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・ホームルームや部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。

心理的な影響： 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。インターネット等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたか

られる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

なお、学校にあっては、児童生徒間のトラブルがいじめ防対法の「いじめの定義」に当てはまるか否かを判断することが重要なのではなく、軽微なトラブル等も軽視せずに、常に児童生徒の状況を見守り、好ましい人間関係を築けるよう指導する必要がある。その上で、いじめの定義に当てはまる事案については、いじめ防対法に基づき適切に対応しなければならない。

また、インターネット等を利用したいじめに対して適切に対応すること。例えば、SNS等インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等についてはいじめ防対法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

さらに、性的少数者等、特にきめ細かな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

② いじめに対する教職員の姿勢

学校において、いじめから一人でも多くの子供を救うためには、教職員の一人一人がいじめの定義を正しく理解するとともに、次の基本姿勢をもっていじめの問題に適切に対応することが大切である。

- いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつこと
- 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

（「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」3ページ）

③ 報告の在り方

いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとするため、児童生徒や保護者等からの訴えやアンケート・教育相談・様相観察等で、いじめではないかと疑われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する必要がある。

いじめ防対法は、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童生徒からの相談に応じるもの及び児童生徒の保護者等が、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると疑われる場合は、学校への通報を義務付けている。

学校が、いじめの疑いに係る情報をキャッチした場合は、校長をはじめ関係職員と情報を共有し、校長のリーダーシップの下、校内いじめ対策委員会が中心となって、事実関係の把握やいじめであるかどうかの判断、いじめられた児童生徒への支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、いじめの発生、事実確認の結果及びいじめの状況や問題への対応の経緯等について、教育委員会に報告する。

その際、重大事態につながるおそれがあると考えられる事案など、必要な場合はその都度、速やかに教育委員会に報告することが必要である。

(3) 児童生徒の視点からの早期発見の取組

① いじめを把握するアンケート等の月1回以上の実施

「いじめに特化した無記名アンケート」を学期に1回（5月・10月・2月など）は、必ず実施するとともに、「学校生活・環境多面調査」、「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」を加え、アンケートを月に1回以上実施し、定期的に調査することで、児童生徒一人一人の変容をとらえ、早期発見に努める。

5月は、新しい学年が始まって約1か月が過ぎ、次第に友人関係が固定化してくる頃である。したがって、学級・ホームルームやグループになじめず疎外感や孤独感を抱いている児童生徒を把握するのに有効な時期である。

10月は、1学期に悩んでいた友人関係から解放されていた夏休みが終わって1か月が過ぎ、再度悩んだり、深刻化したり、友人関係だけでなく、学習に関する悩みなども増えてくる頃である。したがって、学校行事等の前後にグループ間やグループ内でのトラブルがあったり、学習についていけなかったりして、ストレスを抱えている児童生徒を把握するのに有効な時期である。

2月は、進学・進級等で悩んだり困っていることなどが考えられる。対人関係や学習面だけでなく、学校生活全般で児童生徒が感じる様々な苦悩を把握するのに有効な時期である。

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめに特化した無記名アンケート（学期に1回、年3回）○ いじめに特化した無記名アンケート簡易版○ 学校生活アンケート等 | } | 少なくとも月に1回は、いずれかのアンケートを実施 |
|--|---|--------------------------|

なお、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とすることが望ましい。（ただし、県立学校においては、保存期間を5年とする。）

② 面談等の実施

学校生活アンケート等で気になる児童生徒を把握するとともに、校内相談週間等を設定してアンケート等を活用した面談等を行うことで、いじめの疑いに係る情報のキャッチや児童生徒の悩みを受容的・共感的に理解し心のケアに努める。相談の時期や形態については、学校や学級・ホームルームの実態に応じて適切に設定する。問題の解決に当たっては、事実関係を的確に把握し、関係職員（学級・ホームルーム担任、生徒指導担当、養護教諭、学年主任等）を中心にきめ細かく組織的に対応する。

③ 相談ポストの活用

アンケート等では周囲の目が気になって真実を表現できない場合があるので、各学校に相談ポストを設置する。設置場所は、職員室・保健室・相談室等の前など学校の実態に応じて工夫する必要がある。

また、相談ポストが機能するように、児童生徒への周知等を継続的に行うとともに、担当者を決めて、1日1回は、相談ポストの確認を行い、相談内容に迅速かつ適切に対応することが肝要である。

④ いじめ撲滅月間と連動させた取組

福岡県内の全ての公立小中学校PTAでは、県下一斉「親子ふれあい運動」の一環として、6月と10月を「いじめ撲滅月間」と定め、「保護者用いじめチェックリスト」を配布し、学校での取組を家庭から支えようと取り組んでいる。

そこで、学校においては、このPTAの取組と連動させた、いじめの撲滅への啓発やいじめの早期発見の取組の実施に努めることが必要である。

(4) 組織的な早期対応・継続的指導の徹底

いじめの兆候を発見した場合、校内いじめ対策委員会を中核として組織的に対応することとし、いじめられている児童生徒の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行うことが必要である。そして、「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」姿勢をもちながら、いじめの解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していくことが必要である。

また、いじめた児童生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮の下、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導が必要である。

さらに、いじめの問題として確認した場合、事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日頃の指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深めるとともに、早急に指導方法等の改善に努めることが必要である。

(5) いじめられている児童生徒への支援

① いじめの事実関係の把握

いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする必要がある。そのためには、本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要である。聴き取りに際しては、学級・ホームルーム担任との関係等に配慮しつつ、最も信頼を得ることができている教職員等が対応するなど、校内いじめ対策委員会の支援方針に基づき、学校全体で組織的に対応することが必要である。

② いじめられている児童生徒の安全確保と全面的な支援（心のケア）

いじめを把握した場合、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先する。いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、本人の立場に立って話を聞くとともに、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、「自分のことを心配し、守ってくれる人がいる」という安心感をもたせる。次に、いじめられている児童生徒のニーズを確認し、具体的な支援案を提示するなど、本人や保護者等に選択させることも重要である。必要に応じてSCを活用するなど、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐためにも心のケアを図る。緊急性や深刻さを考慮し、必要に応じて、緊急避難的措置として別室（相談室、保健室、校内教育支援センター等）登校などの対応も考えられる。

③ いじめている児童生徒といじめられている児童生徒の関係修復

いじめている児童生徒の保護者等にも協力を要請し、いじめている児童生徒が罪障感を抱き、いじめられている児童生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。教育的配慮の下、毅然とした態度をとりながらも、いじめている児童生徒の成長支援という視点に立って、いじめている児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

また、指導の事前及び対応の過程でいじめられている児童生徒及び保護者等の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うこと。

④ 校長、関係職員及び保護者等への報告と対応の確認

いじめの事実を確認後、いじめられている児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。

また、保護者等には、事実関係と今後の対応を正確に伝える。保護者等に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。

⑤ 保護者等や関係機関等との連携といじめられている児童生徒の支援体制の整備

校内いじめ対策委員会を活用して、いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができている教職員（学級・ホームルーム担任に限らず、例えば部活動顧問や養護教諭など）を中心とした支援体制を確立する。また、当該児童生徒とかかわりの深い教職員数名でプロジェクトチームを組織し、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていくことが大切である。

⑥ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを被害児童生徒とその保護者等に確認するなどして適切に見定め、判断すること。

（1）いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）。

（2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(6) いじめている児童生徒への対応

① いじめの事実と経緯の確認

事情を聴く教職員等は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要がある。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめている児童生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。

② 校長、関係職員及び保護者等への報告

いじめの事実を確認後、いじめている児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。複数の教職員等で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握する。

いじめの問題の解決のためには、保護者等との共通理解や協働意識が大切である。保護者等との信頼関係を築くためには、受容・共感的な態度で接することが肝要である。

③ いじめの態様等に応じた指導の徹底

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがある。傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっており、高校生においては、インターネットを利用したSNS等によるものが増加している。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要である。なかでも、「恐喝」、「暴行・傷害」、「盗撮」等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、直ちに警察に通報することが必要である。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察や児童相談所と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然とした対応について学校の設置者と協議する必要がある。

④ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

いじている児童生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもある。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがある。自己中心的な考え方や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係のあり方が影響していることも考えられるので、保護者等の養育態度の変容を図ることも必要である。そのためには、保護者等との信頼関係を築き、共に子供の成長を願い、協働していく姿勢が大切である。

(7) まわりの児童生徒への対応

① 事実関係の確認と当事者意識の高揚

いじめに関する事実関係を確認することによって、いじめを受けた心の痛みや苦しみを感得させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させるとともに、いじめは人権にかかわる問題であることを理解させ、どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが重要である。また、いじめを止めたり仲裁したりすることも大切な役割であることを理解させることも必要である。

② 人間関係形成能力を高める道徳科（道徳教育）・特別活動等の実践

道徳科（道徳教育）や特別活動等を通して、違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切である。そのためには、発達の段階に応じて、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫する必要がある。

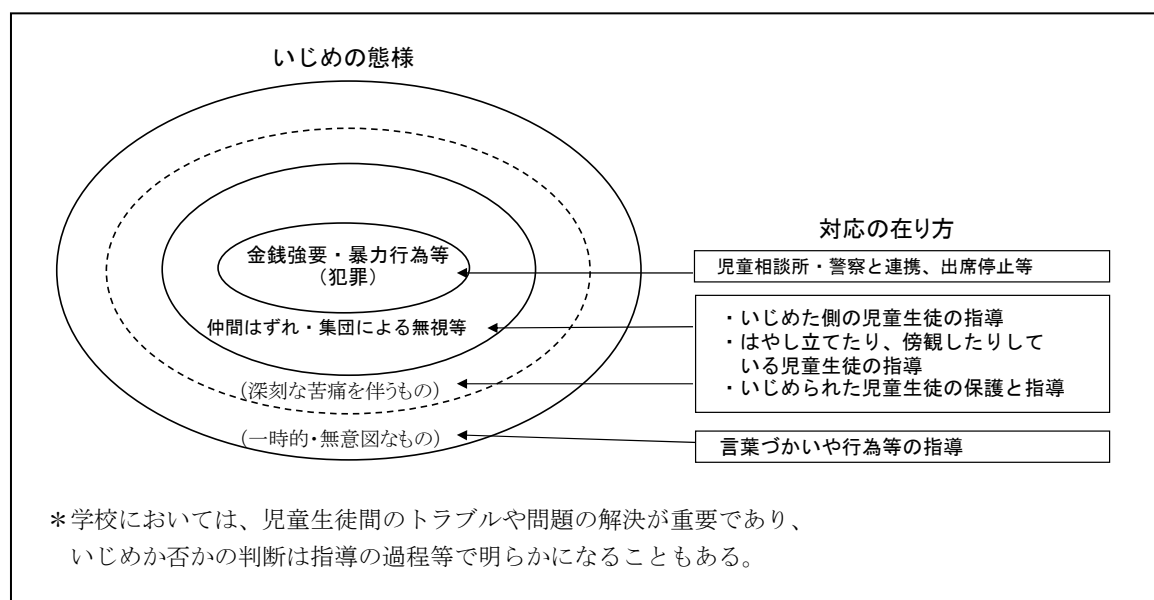
児童会・生徒会を中心としたピア・サポート活動等の縦割りの異学年交流会や、構成的グループエンカウンターなどを用いた学級・ホームルーム内の人間関係づくりや学級・ホームルーム・学年の諸問題の解決のための話し合い活動の充実を図る等の取組を、意図的・計画的に実践することが重要である。

③ 自己存在感を実感できる学級・ホームルームづくり、授業づくりの推進

児童生徒一人一人に活躍の場をつくることが大切である。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感や学級・ホームルームへの所属感を味わえるよう工夫する必要がある。

なお、いじめられている児童生徒がいじめる側になったり、周囲の児童生徒がいじめる側に加担したりするなど、その関係は様々に変化していることから、継続的な児童生徒及び集団の観察と指導が必要である。

【図Ⅱ－２ いじめの態様と対応の在り方】



4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際

いじめの問題を重大事態に発展させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討することが求められる。

(1) 初期対応について

組織的な初期対応が重要である。いじめと疑われる事案を発見したときには、速やかに校内いじめ対策委員会を開催し、対応策等を定めた上で調査・面談等を実施する。また、必要に応じて教育委員会に相談等を行い、助言・支援を受ける。

(2) 校内いじめ対策委員会におけるアセスメント等について

校内いじめ対策委員会でアセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。特に、アセスメントに基づくプランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害児童生徒本人及び保護者の同意の確認などに留意することが必要である。なお、できるだけ早い段階から、SCやSSW等が参加し、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。

また、校内いじめ対策委員会で確認された事実、指導・援助方針等について保護者等に説明し、同意を得た上で、指導・援助プランを実施し、モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等）を行う。さらに、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。

(3) 警察等との連携について

事案によっては、警察に相談する等、学校外の関係機関等と連携を図ることが重要である。特に、犯罪行為を含むいじめの事案については、早い段階から所管の警察署やスクールサポーター、少年サポートセンター等の警察関係機関と連携を図る必要がある。

参考 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（通知）
（文部科学省 令和5年2月）



(4) 資料の整理・保存

いじめ事案に係る情報の整理は重要である。校内いじめ対策委員会の記録だけでなく、初期対応、調査・面談におけるメモ等、事案に係る記録は全て残し、整理すること。整理した情報に基づいて教育委員会への報告、学校外の関係機関等との情報共有を行うこと。また、記録については、指導要録の保存期間を踏まえて5年とすることが望ましい。（ただし、県立学校においては、保存期間を5年とする。）

5 学校の組織的指導体制の整備及び関係機関等との連携

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進

① 学校いじめ防止基本方針策定の目的

学校は、いじめ防対法に基づき、いじめの防止等のための国・県及び市町村のいじめ防止基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、学校いじめ防止基本方針として策定しなければならない。

学校いじめ防止基本方針は、学校の実態に応じたいじめの防止等の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにするために策定するものである。

② 学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止からいじめへの対処に至る一連の取組内容と年間計画、取組を実施する組織等についても、学校の実態や実情を踏まえて盛り込んでいく必要がある。

③ 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意点

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たって各学校が年度当初に確認すべき点は、次の2点である。

- 教育課程に位置づいた、具体的な未然防止策が準備されているか
- 速やかに情報が共有され、対応できる体制ができあがっているか

参考 生徒指導リーフ Leaf. 13「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点
（文部科学省 国立教育政策研究所 平成26年4月）



また、いじめ防対法の趣旨を踏まえ、次のような点に留意することが必要である。

- 学校が、その実態に応じて主体的に策定する。
- 自校の課題を洗い出し、課題に対し、組織的・計画的、体系的に作成する。
- 単なる目標やスローガンの提示で終わるものではなく、実効性をもつ、具体的な行動計画となるものにする。
- 策定の機会を、自校のいじめ対策の見直しの機会、教職員全体が意義やいじめの問題への対応の在り方等を共有する機会とする。
- 児童生徒や家庭・地域を巻き込んだ学校いじめ防止基本方針になるようにする。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校いじめ防止基本方針を必ず入学式・各学年の開始時に児童生徒、保護者等、関係機関等に説明する。

(2) 校内組織の整備

いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等においては、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心とした協働的な指導・相談体制を構築し、具体的な取組を推進することが求められる。

また、学校内の組織がそれぞれ有効に機能することが重要であり、次のような配慮を行うことが大切である。

① 校内いじめ対策委員会

いじめの問題等の取組を推進する組織として、校長、副校長や教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、ＳＣ等で組織する校内いじめ対策委員会を設置し、責任をもってコーディネートするいじめ問題担当者（生徒指導主事等）を明確化する。

いじめ問題担当者は、校長、副校長や教頭の指導を受けながら、各主任・主事等との連絡・調整や関係諸機関及び学校間の連携を図り、いじめの問題等に関する取組の推進についてその役割を果たすことが必要である。特に、いじめの早期発見・早期対応の取組や教育相談等の具体的な実施について月１回以上開催し計画的に推進する。

なお、専門家については、教育委員会による支援等により人材を確保し、組織の構成員とし、必要に応じて参加を要請するなどの対応が必要である。

《校内いじめ対策委員会の役割》

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの事案に対する組織的対応の中核としての指導方針・対応方法等の検討
- いじめの早期発見に向けた「総点検」の定期的な実施と把握
- 学期に１回程度、全児童生徒を対象とした教育相談週間の実施と結果の把握

② 生徒指導部等（生徒支援部を含む。）

生徒指導部等は、教務部等との連携を図りながらいじめの未然防止に向けた積極的な生徒指導の推進に努めるとともに、校内いじめ対策委員会との連携を図り、教育相談活動の充実や家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ等生徒指導上の諸問題に関する取組を推進する。さらに、いじめの問題に関する教職員研修を計画的に実施する。

《生徒指導部等の役割》

- 年度当初に「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を活用した教職員研修会の実施
- 夏季休業期間等を利用した、いじめの問題に関する教職員研修の実施
- いじめの発生時における緊急の会議・研修会の開催

③ 学年会議

定期的に学年会議を開催し、当該学年の児童生徒の情報を共有するとともに、生徒指導部等で策定されたいじめ等生徒指導上の諸問題に関する取組を確実に実施する。

特に、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組については、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】（20ページ～）」にある「チェックポイント」の時系列に従って役割を分担し、児童生徒の状況を把握する。

また、学年主任においては、各担任のいじめの問題に関する危機意識を高めるとともに、具体的な対応について指導、助言を行う。

さらに、必要に応じて、養護教諭やＳＣ等に参加を求め、直接の助言を受けることも大切である。

《学年会議での確認事項》

- 定期的な「チェックリスト」《ダイジェスト版》やアンケート調査等の活用による児童生徒の実態把握
- 気になる児童生徒に関する情報交換と指導方針等についての共通理解

④ 職員会議

定例の職員会議において、いじめの認知、いじめに関する指導方針、効果的な指導方法等について、全職員で共通理解を図り、取組の組織化を図る。

《職員会議での確認事項》

- いじめの問題に関する指導方針・指導方法等の共通理解
- 気になる児童生徒に関する情報交換と指導方針、指導方法等についての共通理解

⑤ ＰＴＡ・学校運営協議会等

日常的に保護者等や地域と適切な連携を図り、学校のいじめの問題に対する基本的な考え方や指導方針、指導体制等について、家庭用チェックリストや家庭用リーフレットを活用して説明し、理解と協力を得る。また、ＰＴＡの組織にいじめの問題等生徒指導上の諸問題に関する専門委員会等を設置し、保護者等を対象としたいじめの問題に関する研修会の開催等、学校と家庭が一体となった取組を推進する。

さらに、学校は、学校運営協議会委員や学校評議員等に対して、いじめ等生徒指導上の諸問題について学校の状況及びその分析等の具体的な資料を提示し、課題解決のための対策について、積極的に意見や助言を求める。また、学校の状況に応じて、教育相談等の専門家や学識経験者等を活用することや、様々な関係機関と連携組織を作ることなども検討する。

(3) 児童生徒理解と教育相談体制の充実

児童生徒が教職員に心を開くためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。信頼関係を育むためには、教職員が日頃から一人一人の児童生徒を、かけがえのない存在としてとらえるとともに、肯定的に見ようとする姿勢や態度が重要である。また、学校における教育相談を有効・適切に行うには、単に相談の考え方や手法のみを問題にするのではなく、様々な機会と場面において学校全体として組織的に教育相談活動を推進する体制の整備が必要である。

また、障がいのある児童生徒については、障がいの特性への理解を深めるとともに個別の指導計画等を活用し、教職員で情報共有し、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

教育相談等の年間計画（例）

4月	児童生徒理解のための職員会議① いじめに特化した無記名アンケート簡易版の実施
5月	いじめに特化した無記名アンケート簡易版の実施
6月	学校生活アンケートの実施 教育相談週間の実施① (アンケートをもとにした個人面談)
7月	いじめに特化した無記名アンケート①の実施
8月	いじめに関する校内研修会
9月	いじめに特化した無記名アンケート簡易版の実施
10月	学校生活アンケートの実施 教育相談週間の実施② (アンケートをもとにした個人面談)
11月	いじめに特化した無記名アンケート簡易版の実施
12月	いじめに特化した無記名アンケート②の実施 いじめに関する校内研修会
1月	いじめに特化した無記名アンケート簡易版の実施
2月	学校生活アンケートの実施 教育相談週間の実施② (アンケートをもとにした個人面談)
3月	いじめに特化した無記名アンケート③の実施

① 個人面談、アンケート等による児童生徒理解の深化

ア 教育相談週間の設定と計画的な個人面談等の実施

学期に1回程度の定例的な相談日（教育相談週間等）を設定し、計画的に全児童生徒対象の個人面談等の教育相談を推進する。その際、アンケート等に基づいた面談を実施するなど実態把握に努めるとともに、相談相手を担任に限定せず児童生徒の希望を優先するなどの工夫を行い、相談しやすい環境づくりにも配慮する。

イ アンケート等の実施

教育相談コーディネーター等が中心となり、学校や学年の実態に応じて少なくとも月に1回以上のアンケートによる実態把握を行う。アンケートの内容は、県教育委員会がこれまでに示している「学校生活アンケート」や「いじめに特化した無記名アンケート」、「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」等を参考にして、学校や学年の実態に応じて項目を工夫する。

ウ 相談ポストの設置と活用

校内に相談ポストを設置して、児童生徒の声を広く受け止めることができるようにする。相談ポストの設置場所や内容の公開には、個人情報保護されるよう十分に配慮する。担当者は、毎日相談ポストを確認するとともに、相談内容に応じて迅速かつ丁寧に、組織的に対応していくことが大切である。

② 教育相談コーディネーター等を中心とした教育相談体制の充実

ア 校内いじめ対策委員会を活用した教育相談体制の充実

学校における教育相談コーディネーターを校務分掌に明確に位置づけるとともに、校内いじめ対策委員会において、教育相談週間やアンケート調査等の実施計画及び結果の分析等を行う。

イ SC等の専門家を活用した教職員研修等の実施

教育相談コーディネーターは、SC等と積極的に連携を図りながら、児童生徒理解を深めたり、教職員のカウンセリング能力等の向上を図ったりするための教職員研修等を運営する。また、いじめの問題解決後に、いじめの発生要因を分析するとともに、いじめの問題から学んだことをどう生かせるかを協議することで、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組に生かすとともに、再発防止に努める。

ウ 教育相談等の時間を確保するための校務運営の工夫

教育相談の充実のためには、日常的に担任等が児童生徒と向き合える時間を確保することが重要である。学校全体で業務を精選したり、会議や研修等を夏季休業中に行ったりするなどの工夫や教育相談を行う時間の確保に努めることが重要である。

(4) 学校組織の機能化・活性化の視点

① 報告体制・連絡体制の確立

いじめや児童生徒間のトラブル等への組織的な対応を行うためには、事実関係を明らかにし、その確実な報告や連絡がなされなければならない。特に、いじめ防対法においては、いじめがあると疑われるときの教育委員会への報告や重大事態が発生したときの地方公共団体の長への報告が義務付けられている。そこで、学校の状況に応じた「校内報告・連絡マニュアル」等を作成・更新するなどして、校長に適切な報告がなされるようにするとともに、全教職員が情報の共有を行えるようにする。また、コーディネーターとしての役割を果たす教職員が責任をもって確実に連絡・調整に当たることが大切である。

② 教職員の共通理解

ア 情報の共有・共通理解

学級・ホームルーム担任は開かれた学級・ホームルーム経営に努め、学校全体で一人一人の児童生徒を育てる意識を持つことが大切であり、問題を一人で抱え込むことなく、他の教職員とともに組織的にその解決に当たることが重要である。そのために、教職員間で情報を共有するとともに指導方針等の共通理解を図っておく。また、学校間での情報交換を密にし、気になる児童生徒の情報の共有を図ることが重要である。

- いじめに特化した無記名アンケート等での状況把握と共有体制の整備
- チェックリスト等での観察
- 気になる児童生徒の記録
- 家庭との連携による情報収集
- 学年・学校内及び学校間での情報交換

イ 指導方針・方法の共通理解

いじめの問題への対応は、校内いじめ対策委員会において、学校いじめ防止基本方針に基づいていじめの態様や原因、背景に応じて指導方針や指導方法を明確にする。また、その指導においては、職員会議や学年会議等で、具体的な指導内容・方法等の共通理解を図りながら組織的に行う。

- 担当者（生徒指導主事等）が職員会議において指導方針等を説明

ウ 指導状況、経過の共通理解

いじめの問題への対応は、状況に応じて学年会議、職員会議、校内いじめ対策委員会を開催し、指導状況や指導経過の情報を共有し、的確な指導を行う。

- いじめの事実確認
- いじめられている児童生徒及びその保護者等に対する支援状況の報告
- いじめている児童生徒に対する指導及びその保護者等に対する助言の状況の報告
- 今後の指導方針・内容・方法の確認

③ 継続的・計画的な取組

いじめの問題の取組においては、いじめが起こっているのではないかという高い危機意識を持ち続けることが重要であり、継続的・計画的に学校全体で一斉に早期発見の取組を行う。その際、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を活用し、校内での取組に限らず、家庭用のチェックリストの活用等も行い、徹底して取組を行うことにより、児童生徒の人間関係や教職員の指導状況の把握につながり、いじめの未然防止はもとより、積極的生徒指導の推進やいじめの問題対応のチェックリストの内容の改善につなげる。

④ 評価・点検

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図る。例えば校内いじめ対策委員会や生徒指導部等の組織ごとに評価を行うなど、学校全体として組織が機能しているかを評価する。

また、児童生徒の悩みや不安への教育相談の実施状況やチェックポイントの活用状況、アンケートの実施状況、家庭との連携した取組等について、それぞれの具体的な取組についての評価や点検を行う。

さらに、評価や点検により明らかになった課題については、早急に改善を行う。

⑤ 校長のリーダーシップとコーディネーターの位置づけ

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップが最も重要であり、最高責任者として、児童生徒の人権や命を守り抜く強い意志が求められる。

また、教職員の指導状況等について、校内巡視等を通して的確に把握し、必要に応じて指導することが大切である。さらに、チェックリストの活用や教職員の教育相談・教職員の児童生徒理解のための研修や会議の実施のため、校内研修や諸会議の見直し等を図り、計画的な実施に努めることが必要である。

生徒指導担当の主幹教諭及び主任・主事等には、いじめの問題等生徒指導に関する取組に関して、次のような役割が求められる。特に、生徒指導主事（生徒指導担当の主幹教諭等）は、取組全体のコーディネーターとして具体的な対応への指導・助言や連絡・調整を適切に行うことが重要である。

コーディネーターとしての生徒指導主事等の役割

- 校内いじめ対策委員会の企画と運営
- 個々の事例に対する具体的な指導、助言
- いじめに関する研修の企画と運営
- 各主任・主事やＳＣ等との連絡・調整
- 関係諸機関や学校間の連携 等

他の主任・主事等の役割

- 副校長・教頭
 - ・校内いじめ対策委員会の運営及び運営に関する指導・助言
 - ・いじめのチェックや共通理解のための会議・教育相談の実施等のための校務運営の工夫・改善
 - ・教職員の指導状況についての指導・助言
 - ・ＰＴＡや関係機関との連携 等
- 教務主任（教務担当の主幹教諭等）
 - ・生徒指導主事との連携による、いじめの問題に関する取組状況の把握
 - ・いじめの未然防止に向けた、教育課程の編成・実施・評価による発達支持的生徒指導の推進
- 養護教諭
 - ・児童生徒の心身の健康に関する指導
 - ・各担任等への情報提供
 - ・児童生徒の心の居場所づくりへの支援 等
- 校内研修担当
 - ・教職員の児童生徒理解の深化を促す校内研修の推進 等
- 学年主任
 - ・学年での情報の共有を図る具体的な方策の実施
 - ・いじめの問題に関する取組の各学級・ホームルームでの取組状況の把握と指導・助言 等
- 児童会・生徒会担当
 - ・いじめの問題とのかかわりで適切な指導・助言 等

⑥ ＳＣ等専門家の活用

学校組織の機能化・活性化のために、ＳＣ等を積極的に活用する。具体的には、個々の事例について、ＳＣが担任や保護者等と個別面談を行って、対応を協議したり、教職員研修の事例研修等において、児童生徒理解や心のケア、カウンセリング技能向上のための実技演習等を実施したりする。また、校内いじめ対策委員会において、教職員と保護者等の共通理解や専門機関との連携を図るためのアドバイスを受けるなどが考えられる。

また、家庭環境への支援等が必要な際には、教育委員会による支援や連携により、ＳＳＷを活用する。具体的には、いじめる側の児童生徒の背景要因の一つとして家庭環境の改善が必要な場合に、ＳＳＷによる家庭への直接支援や継続的なケース会議の実施に基づく家庭や当該児童生徒への支援の充実を図ることなどが考えられる。

⑦ 関係機関との密接な連携

いじめの問題については、学校と家庭だけでは解決困難な事案がある。また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談すべきものが含まれる。

また、学校がより組織的に対応し、児童生徒への支援を充実させるには、学校と弁護士、医師、法務局、児童相談所、少年サポートセンター等関係機関や職能団体とこれまで以上に密接な連携を図っていくことが必要である。

そのため、学校は、福岡県いじめ問題対策連絡協議会や市町村いじめ問題対策連絡協議会等からの情報や教育委員会に専門家等の人材確保等を要請し、校内いじめ対策委員会における必要に応じた定期的な連携を図るようにする。さらに、各関係機関の担当窓口の明確化及び定期的な情報交換をはじめとして、各担当者等と日常的に信頼関係を構築しておき、事案発生の際には速やかに学校としての対応への助言や支援を求めることができるような体制づくりを行うことが必要である。

参考 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（通知）
（文部科学省 令和5年2月）



6 家庭・地域との連携によるいじめ問題対策の推進

いじめの問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会との協働が重要である。学校においては、信頼される学校づくりの観点に立ち、日頃からいじめの問題に関する取組等の情報を十分に提供し、保護者等の理解・協力を求めるとともに、提供した情報が各家庭でのいじめの早期発見・早期対応のための資料として活用してもらえるように工夫することが必要である。また、PTAや地域の関係団体等の組織を活用して、保護者等や地域住民の情報や意見を聴取し、指導に生かすことが大切である。その際、市町村又は県教育委員会との連携と校長のリーダーシップの下、地域において広く情報収集ができるような体制づくりが求められる。

(1) 意識調査や協議による情報（意見や状況）把握

保護者等への意識調査や地域住民との協議等を通して、指導に生かすための家庭や地域からの情報（保護者等や住民の意見・要望、校外での児童生徒の状況）を把握し、家庭や地域との情報の共有を図るとともに学校への信頼を高める。

〔具体的取組〕

- 情報収集・分析を推進する校内での組織づくり
- アンケート等を活用した定期的な実態調査
- 学年・学級・ホームルーム懇談会や地区懇談会を活用した保護者等・地域住民との協議
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したいじめの防止に係る取組

◇ 家庭用リーフレットや家庭用チェックリストを活用した保護者等への情報提供

「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」の家庭用チェックリストやいじめの問題に関する家庭用リーフレット、いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）を活用して、学校あるいは学級・ホームルームでの保護者会等で説明しながら、保護者等と協働していじめの問題の解決に努める。

◇ 地域のコンビニエンスストアにおける見守り活動の活用

本県では、子供・青少年の育成に関してコンビニエンスストアと協定を結んでおり、店内外において、いじめ等を見かけた際の声かけなどの見守り活動への協力を依頼している。学校においては、日頃から地域のコンビニエンスストアと連携を密にし、校外での児童生徒の状況等の把握に努める。

◇ 市町村いじめ問題対策連絡協議会等の活用

いじめ問題対策連絡協議会を設置する市町村においては、学校と家庭、校区のみならず地域の児童生徒の育成に係る関係団体（青少年健全育成協議会、子ども育成会、町内会等）や児童相談所や警察等の関係機関との連携を密にし、学校外での児童生徒の生活状況等を把握するとともに、学校における指導について理解を求めるように努める。

(2) いじめの対応に関する学校の考え方・取組についての説明・公開・発信

校長のリーダーシップの下、学校としてのいじめの問題への対応についての考え方と具体的取組を確立するとともに、情報を生かす取組や児童生徒の変容等を説明・公開・発信し、保護者等や地域住民の学校への信頼を高める。

〔具体的取組〕

- 学校いじめ防止基本方針の自治体広報誌、学校通信・学校のホームページでの公開
- P T A行事や学校便り・保健便り等を活用した学校の取組や状況の説明
- 学習参観日等を活用した、道徳科や特別活動での命の教育の授業公開
- 校内の掲示板等を活用した、家庭教育情報や地域活動情報の発信
- 学校評価としての、児童生徒の状況や保護者等、地域住民の意見分析と指導の改善

(3) 「いじめの防止研修」の機会や内容の充実

いじめの問題の背景となっている子供を取り巻く諸問題や、子供のサインに気づく方法等に関する研修の機会を設け、学識経験者による講義や参加者の協議・演習等を取り入れながら、家庭における保護者等の意識を高める。

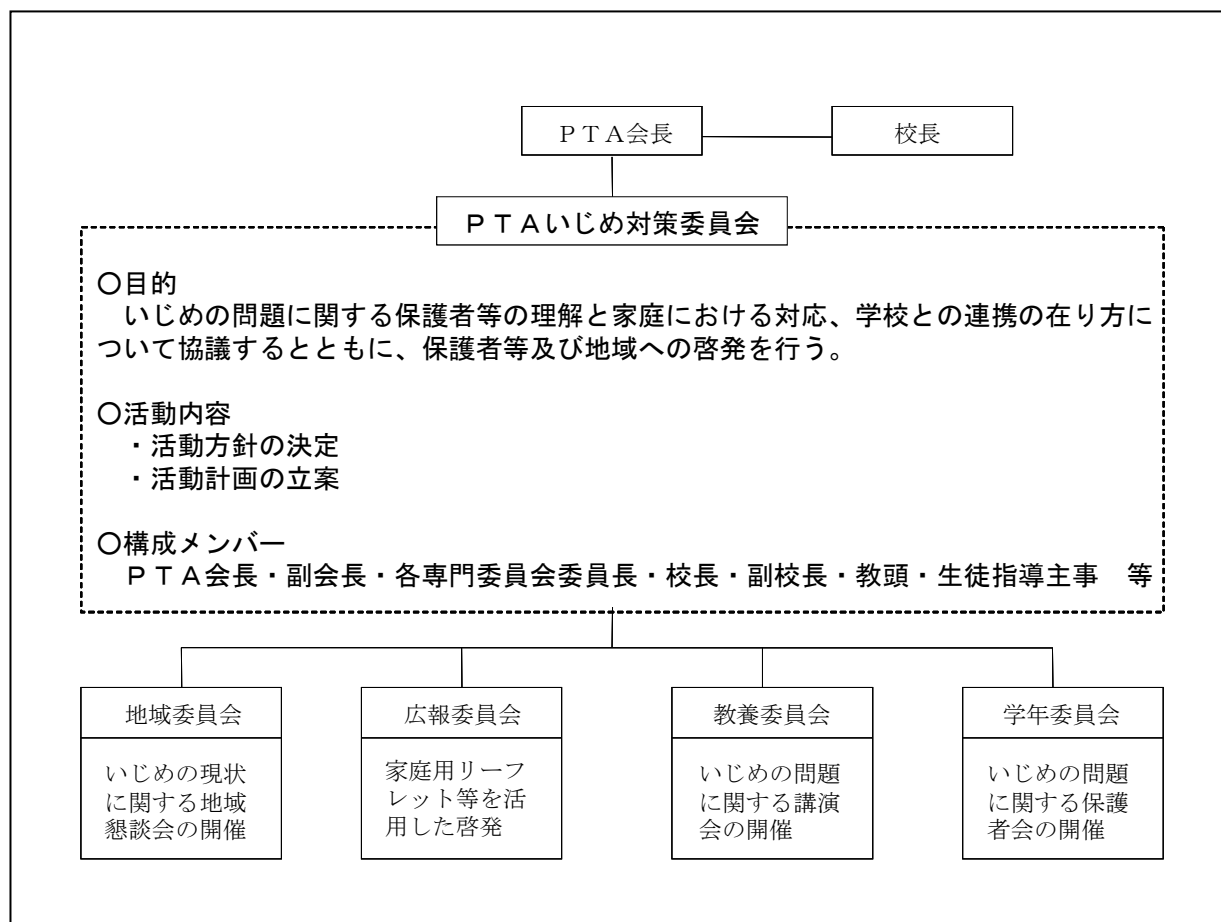
〔具体的取組〕

- 学年懇談会等、既存の行事における「いじめの防止研修」の計画的な実施
- P T A組織としての「いじめの問題」に取り組む専門委員会の設置
- P T A新聞等を活用した、全ての保護者等への研修内容の発信

◇ P T A組織を活用したいじめの問題の専門委員会の設置

各学校単位におけるP T Aの組織を活用し、いじめの問題に取り組む専門委員会を設置し、実質的な連絡協議の場として確保するとともに、積極的な連携が図られるような学校運営なども有効である。

【図Ⅱ－３ ＰＴＡ組織を活用した「いじめ対策委員会」の組織（例）】



(4) 学校と家庭・地域が連携・協働した実践活動・宣言等の推進

学校と家庭・地域が協働して、子供を見守る強化週間や会話・読書・遊び等を通した親子のふれあい活動等の実践的活動を推進し、家庭におけるサインの発見やいじめの防止等のための対応への実践意欲を高める。

〔具体的取組〕

- 家庭用チェックリストや家庭用いじめ啓発リーフレット等を活用した「子供を見守る強化週間」の設定
- いじめの防止等や家庭教育に関する校内キャンペーンやいじめストップ宣言
- 親子読書や読み聞かせ、食卓での会話など親子でのふれあい活動
- “新”家庭教育宣言運動（早寝・早起き・朝ごはん運動）等の展開

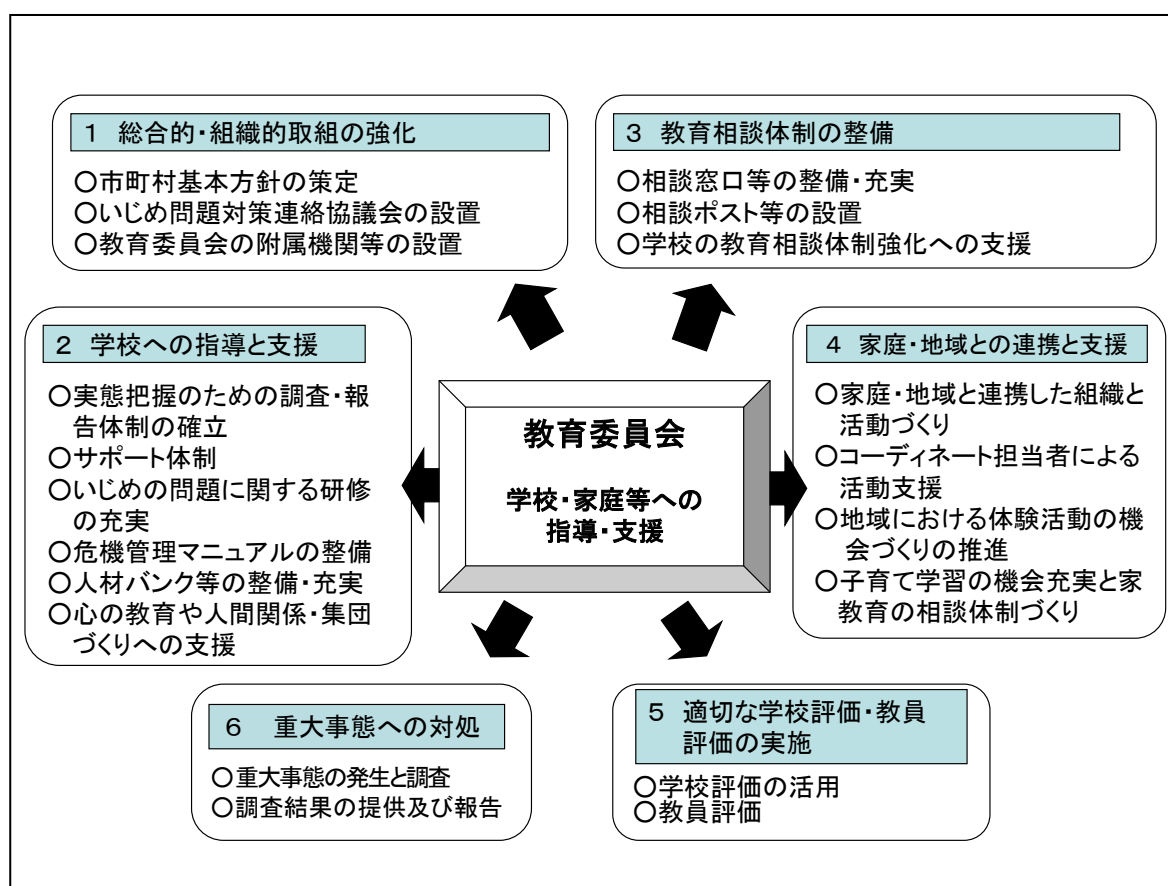
第2章 いじめの問題に対する市町村教育委員会の取組

市町村教育委員会は、学校のいじめの状況を確実に把握するための方法や把握した状況に対して、迅速かつ適切に指導・支援していくことが重要である。そのため、いじめ防対法の規定を踏まえ、市町村基本方針の策定や、その方針に基づいたいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会の設置、いじめの防止等の対策を実効的に行うための組織等の設置など、体制等を整備しておくことが大切である。

また、学校に対しては、いじめの問題に対する教職員の意識や指導力の向上を図るための研修等を企画するとともに、いじめの問題への学校の取組を適切に把握・評価し、改善や充実を求めたり、学校では相談しにくい子供の相談窓口の整備や相談員の配置、専門家の確保を行ったりする等、いじめの問題に対する学校の取組の指導・支援を行うことが重要である。

さらに、市町村教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのコーディネーターとしての役割を果たすことが大切である。具体的には、子育て学習や相談体制の充実及び地域の子供と大人をつなぐ体験活動の実施等を推進することで、「いじめ根絶」への願いの共有を図り、いじめを生まない地域づくりを目指す必要がある。

【図Ⅱ－４ いじめの問題に対する市町村教育委員会の取組】



1 総合的・組織的取組の強化

いじめの問題への対応については、学校において組織的な対応を行うことが重要であるが市町村教育委員会においても、情報収集や即時対応が可能な教育委員会内の組織・体制の整備や地域のネットワークづくりの構築・充実を図り、学校・家庭・地域の要請等に応じて組織的に対応できるシステムを確立させておく必要がある。

(1) 市町村基本方針の策定

市町村は、いじめ防対法の趣旨を踏まえ、当該市町村におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村基本方針を積極的に策定することが望ましい。

市町村基本方針は、国や県の基本方針を参考にして、当該市町村の実情に応じた、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載するようにし、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図るよう策定に当たる。

その際、地域の支援資源等をより効果的に活用するため、関係機関等と十分に連携を図りながら策定に当たることが必要である。

また、より実効性の高い取組を実施するため、市町村基本方針は、当該地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことが望ましい。

なお、市町村が私立学校をどう扱うかについて、それぞれの市町村において、地域の実情に応じ判断することが必要である。

加えて、市町村は自ら設置する学校のいじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表するものとする。

参考 「福岡県いじめ防止基本方針」（平成 30 年 2 月改定）



(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

従来の組織を見直し、いじめの問題をはじめとする児童生徒の問題行動等への対応に特化した部署を設置する等、いじめの問題の解決や未然防止に機動的に対応する組織体制の強化を図る。市町村教育委員会においては所管する学校の課題の解決に向けた協議を行い、学校を指導・支援する等、積極的な取組が求められる。

また、いじめの問題への対応が早期にかつ適切に行えるように既存の地域ネットワークを必要に応じて見直すなど、その有効活用と充実を図り、市町村教育委員会を中心として地域の関係団体が連携し、有機的に学校の取組を支援できる体制づくりを進める必要がある。そのなかで市町村教育委員会は、学校に対するリーダーシップとネットワークの要としての役割を果たすことが重要である。

そこで、市町村においては、いじめ防対法の趣旨を踏まえた構成員からなるいじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましい。例えば、学校、教育委員会、首長部局、児童相談所、地方法務局、地域警察署などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。

なお、この会議は、いじめの問題のみに特化した組織でなくてもよい。いじめの問題は、他

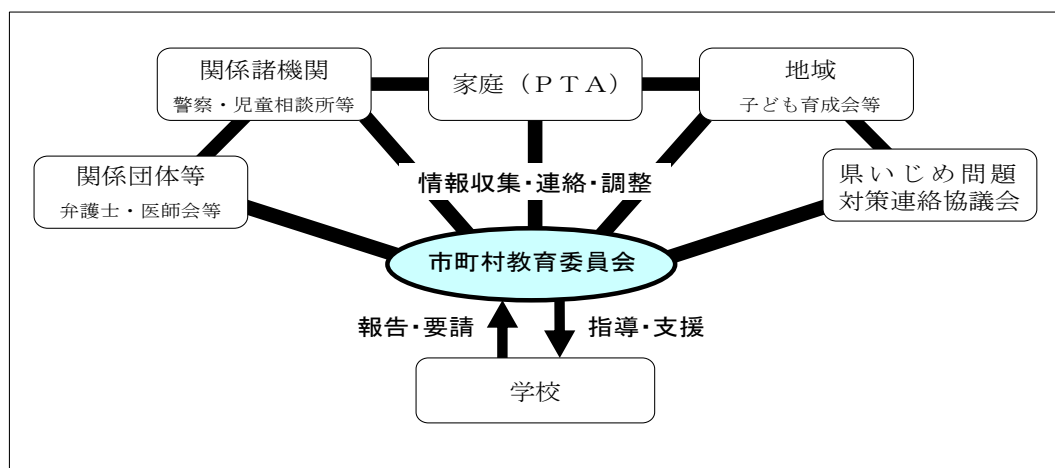
の生徒指導上の課題や、地域の子供の健全育成と密接にかかわるものであることから、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的とした会議体であることは明らかにすべきものの、青少年の健全育成全般に関して取り扱う協議会として、いじめの問題について協議する形でもよい。さらに、この会議の名称は、必ずしもいじめ問題対策連絡協議会とする必要はない。

また、いじめ防対法に定めるいじめ問題対策連絡協議会は条例で設置されるものであるが、機動的な運営に必要な場合などは、条例を設置根拠としない会議体であっても、法の趣旨を踏まえた会議を設けることが可能である。

市町村いじめ問題対策連絡協議会を置く場合、連絡協議会での連携が学校におけるいじめの防止等により一層活用されるよう、県の連絡協議会と連携を図ることが必要である。

なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会の設置が難しい市町村においては、近隣の市町村と連携したり、県の連絡協議会における取組や情報を積極的に活用したりすることなどが考えられる。

【図Ⅱ－５ 市町村教育委員会を中心としたネットワーク（例）】



(3) 教育委員会の附属機関等の設置

市町村においては、市町村基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい。

いじめ防対法第14条第3項に基づく附属機関を設置する場合においては、設置根拠となる条例が必要であり、当該条例で定めるべき附属機関の担当事項等とは、附属機関の目的・機能などである。実情に応じて、市町村として附属機関にどのような機能を持たせるかを明確にし、設置することが必要である。

【附属機関の機能例】

- 教育委員会の諮問に応じ、市町村基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- 当該市町村が設置する公立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- 当該市町村が設置する公立学校におけるいじめの事案について、設置者である市町村の教育委員会が、設置する学校からいじめの報告を受け、いじめ防対法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

また、いじめ防対法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から附属機関を設置しておくことが望ましい。

なお、いじめ防対法は、教育委員会の附属機関を規定しているが、例えば、地方公共団体の下に置く行政部局に、学校の設置者にかかわらず、第三者的立場からの解決を図るなどのための附属機関を置くといったことも、妨げられるものではない。

【附属機関設置に関する留意点】

- 設置には、必ず設置根拠となる条例が必要である。
- 附属機関といじめ問題対策連絡協議会は、趣旨の異なる組織であるため、双方を兼ねる組織とすることはできない。
- 専門的な知識及び経験を有する第三者等（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者）の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

2 学校への指導と支援

教育委員会は、学校の設置者として直接学校を指導する立場にあり、各学校のいじめの実態について確実に把握するとともに、学校に対しては、その解決に向けて迅速かつ適切に指導・支援していくことが求められる。そのため、学校の実態把握を行う方法やその実態に合わせた指導・助言及び援助の方法について具体化しておく必要がある。

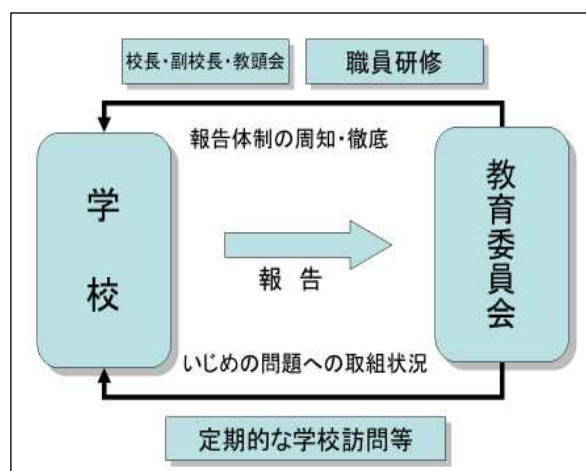
(1) 実態把握のための調査・報告体制の確立

市町村校長会等で県や市町村基本方針を基にしたいじめの問題に対する基本的な考え方及び報告の在り方について周知し、各学校で共通認識が図られるように指導する。また、その際、報告数の増減について評価するものではないことを確認し、各学校の実情が的確に把握できる環境づくりを行うことが必要である。

また、報告のあったいじめについては、その一つ一つについて適切な対応が行われ、解決に向かっているかを常に学校に確認しながら、状況を把握しておく。特に、重大事態に対しては、附属機関等の活用により適切に学校を支援し、事態への対処及び同種の事態の発生の防止に努めるとともに、市町村の長への報告等を徹底することが必要である。

さらに、定期的に学校訪問等を行い、いじめの防止等の取組が各学校で確実に行われているかどうかを継続的に確認する。

【図Ⅱ－６ 実態把握のための報告】



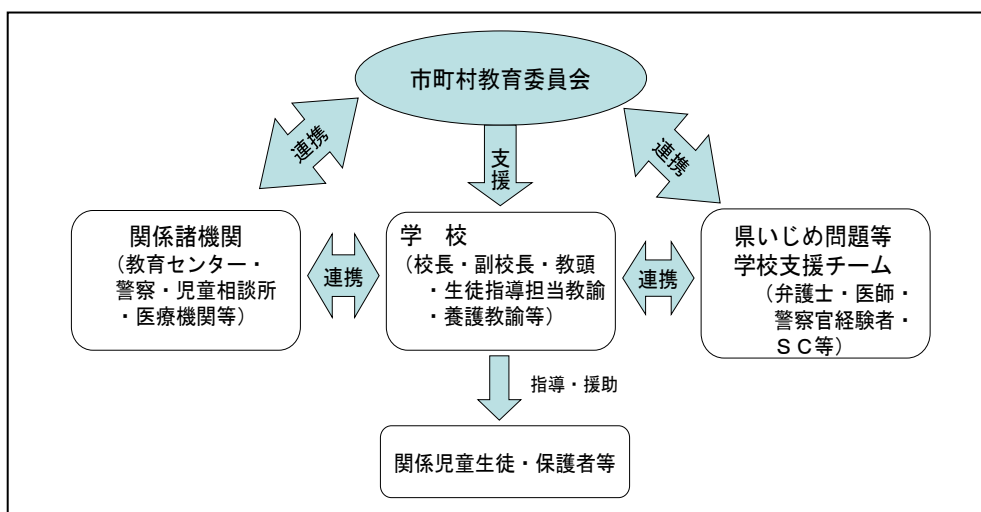
(2) サポート体制

学校だけでは解決が困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、各市町村における附属機関や地域ネットワークを活用した支援チームを編成して支援したり、県のいじめ問題等学校支援チーム（以下「支援チーム」という。）や教育事務所のサポートチーム（54ページ参照）の派遣要請をしたりするなど、いじめの問題の早期解決に向けて積極的に指導・援助に当たる。

また、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めることが必要である。

さらに、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる必要があり、いじめられている児童生徒といじめている児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられている児童生徒又はその保護者等に対する支援及びいじめている児童生徒に対する指導又はその保護者等に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間及び市町村教育委員会間の連携協力体制の整備に努めることが必要である。

【図Ⅱ－７ 市町村教育委員会を中心としたサポート体制づくり（例）】



(3) いじめの問題に関する研修の充実

指導主事やＳＣ等の専門家を招き、いじめの問題に関する事例研究やカウンセリング演習等の実践的な研修を企画・実施するとともに、各学校に対して同様の教職員研修を積極的に実施するよう指導する必要がある。また、校外の生徒指導に関する研修等への教職員の参加を促進する。

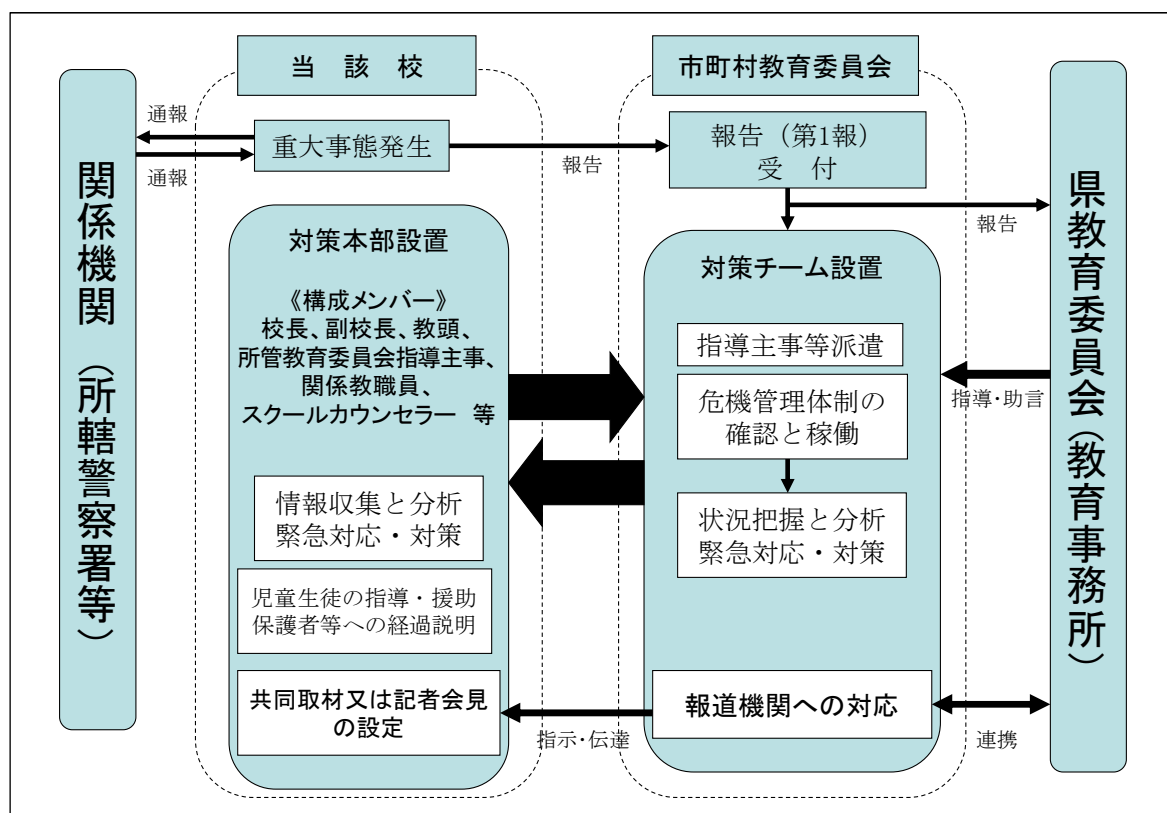
(4) 危機管理マニュアルの整備

学校においていじめの重大事態が発生した場合に備え、重大事態についての調査やその後の対応等が迅速かつ適切に行えるように対策チーム等の設置等を想定した危機管理マニュアルを作成するとともに、定期的に見直す必要がある。

参考 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
(文部科学省 令和6年8月改訂版)



【図Ⅱ－８ 危機管理体制の整備】



(5) 人材バンク等の整備・充実

いじめに関して専門的な知識や技術を持った地域の人材の発掘を行う等、いじめの問題に関する視点から、現在の人材バンクの見直しを図り、学校や地域での取組に広く活用できる環境づくりに努める。

また、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめの防止等を含む教育相談に応じる心理、福祉等の専門家の確保、教員経験者やスクールサポーター等の警察官経験者、弁護士等いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される

者の確保に努めることが必要である。そのためにも、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平時から整えておくことが必要である。

《具体的な人材の活用場面》

- 市町村いじめ問題対策連絡協議会
- 学校や子供育成関係団体、公民館関係者等のいじめの問題の合同研修会
- いじめの問題に関する教職員研修

(6) 心の教育や人間関係・集団づくりへの支援

子供の心の教育や望ましい人間関係・集団づくりに向け、「自然教室」、「ふれあい学級」、「ボランティア体験」等の体験的な活動を各学校が積極的に取り入れることができるよう支援する。

《具体的取組》

- 生活体験学校等の集団宿泊的行事の企画・実施
- 職場体験活動を支援するための地域連絡会議等の設置
- クリーン活動等の奉仕活動等の市町村・校区等の単位での実施

3 教育相談体制の整備

児童生徒や保護者等、教職員、地域の人々からの情報をできるだけ多く取り入れられるように、気軽に悩みや不安を相談できるような環境づくりと相談体制の一層の充実を図ることが必要である。市町村における相談窓口や相談ポスト等の設置やそれを広く周知する施策の充実が望まれる。

(1) 相談窓口等の整備・充実

市町村教育委員会事務局や公共施設内にいじめの問題に対処できる専門性をもった相談員を配置し、児童生徒や保護者、教職員等に対する相談体制を充実することが望まれる。また、既に相談窓口を開設している市町村教育委員会においては、ポスターの作成・掲示、リーフレットの作成・配布や広報誌を通しての周知等を行い、悩みや不安を相談しやすい環境づくりを推進する必要がある。

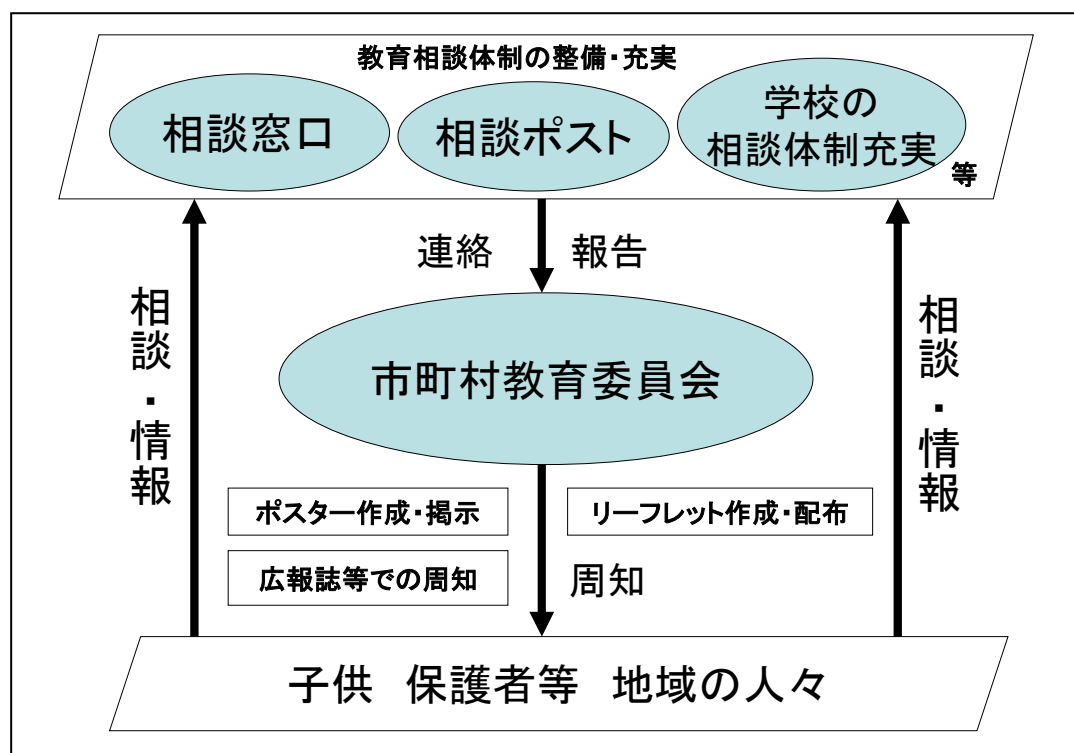
(2) 相談ポスト等の設置

地域内の公共施設内に自由に意見を投書できる相談ポスト等を設置し、児童生徒や保護者等、地域の人々に設置を周知するとともに、寄せられた意見については適切に対応しながら、相談窓口と同様に悩みや不安などを相談しやすい環境づくりを推進する。

(3) 学校の教育相談体制強化への支援

学校の実情を把握した上で、必要に応じてＳＣ等の配置時数の拡充等、教育相談体制強化への支援を行う。

【図Ⅱ－９ 悩みや不安を相談しやすい環境づくり】



4 家庭・地域との連携と支援

いじめの問題は、学校のみならず、家庭、地域がそれぞれの教育機能を最大限に発揮し、互いに連携して組織的に取り組むことが重要である。それを踏まえ、市町村教育委員会は、学校と家庭、地域の関係団体の相互の連携を図るコーディネーター的役割を担い、連携組織の整備・充実とその組織を活用した取組を推進する必要がある。

(1) いじめの問題に対する家庭・地域と連携した組織と活動づくり

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体等との連携促進、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後子ども教室など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

また、市町村教育委員会が主体となり、教職員や関係団体の指導者、社会教育委員等がいじめの問題について協議し、解決するための委員会を設置し、地域の「いじめ根絶」への願いの共有を図り、地域全体で組織的にいじめの問題に取り組むための地域ネットワークをつくる。

《具体的取組》

- 学校・家庭・地域連携による「いじめ防止推進協議会」（仮称）の設置
- 専門機関（警察、民生委員、大学等）と連携した調査活動
- 学校や関係団体等の指導者、公民館関係者等合同での「いじめ問題研修会」の開催

(2) 家庭・地域・学校のコーディネートを行う担当者による活動支援

市町村教育委員会内のいじめの問題担当部署に学校やPTA、地域で行われるいじめの問題に関する研修や活動の情報収集・発信、合同開催への働きかけ、相談等に対応する担当者を配置し、連携・協働した研修や実践活動を支援する。

《具体的取組》

- いじめの問題に関する研修・活動をコーディネートする担当者の配置
- 学校やPTA、地域のいじめの問題に関する研修や活動の集約・広報
- 同じ目的で研修・活動する団体等の連携に向けた担当窓口の設置
- 市町村の広報誌等による相談窓口や活動情報等の紹介

(3) 地域における体験活動の機会づくりの推進

近年、人間関係の希薄化に伴う子供に対する地域の大人の関心の低下や、子供の遊びや体験の減少による子供同士のかかわり不足等が指摘されている。

そこで、地域においては、大人と子供とのかかわりの場や子供の体験活動の機会充実に努め、子供の育ちに対して地域全体でかかわろうとする環境づくりや子供の人間関係をつくる能力等を高める取組を進めることが望まれる。

① 地域における大人と子供がともに活動する場づくり

地域の伝統文化や地域行事等を生かしたり地域住民が子供とふれあう日常的な取組を進めたりして、子供への関心を高めて地域全体で子供にかかわろうとする環境をつくるとともに、大人同士のかかわりを強め、協力したり相談したりできる仲間づくりを進めることが重要である。

- 伝統文化や地域行事を活用した地域住民と子供とのふれあい活動

地域に伝わる祭りや年中行事等を生かし、大人が子供と一緒に活動する機会をつくり、地域の子供に対する大人の関心やかかわる意欲を高める。

- 地域でのあいさつ運動やひと声運動の推進

学校と地域が連携し、あいさつ運動や通学路でのひと声運動など具体的活動をつくり出し、大人が子供と日常的にかかわる中で、子供との会話や子供が出すサインをとらえる機会を増やす。

② 子供の体験活動の機会の充実

地域の高齢者や育成会等関係団体が連携し、子供が地域の中で遊んだり自然の中で活動したりする体験活動の機会を充実させ、いじめを生まないための仲間づくりの能力や思いやり等豊かな心を育むことが重要である。

- 地域における子供の遊び場づくり

学校施設や地域の公民館施設を活用したり高齢者がボランティアとして参加したりした遊び場づくりを通して、子供が遊びの中で人間関係や思いやりを学ぶ機会を拡げる。

- 自然体験や異年齢集団での体験の機会拡充

地域の自然を生かした体験や、キャンプ等での異年齢で活動する体験等の機会を意図的につくり、いじめを生まない仲間づくりの能力や豊かな心を育む。

(4) 子育て学習の機会充実と家庭教育の相談体制づくり

いじめの問題は、学齢期の子供をもつ保護者等だけではなく、就学前の乳幼児をもつ保護者にとっても大きな問題である。

そこで、教育委員会や保健福祉関係部署等の子育てにかかわる行政機関が中心となり、家庭教育学級や親子ふれあい体験等の子育て学習の機会を拡充するとともに、子育ての悩み等に関する相談体制の整備や情報提供に努めることが望まれる。

さらに、保護者等が、いじめ防対法に規定された保護者等の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者等を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援が必要である。

① いじめの問題や子育てについて学ぶ機会の充実

教育委員会をはじめとする行政機関が連携し、乳幼児期から思春期までの子供をもつ保護者等の学習機会をより一層拡充するための家庭教育学級や子育て講座等の充実を図るとともに、親子や家族で参加する体験活動や社会奉仕活動等の機会づくりに努めることが重要である。

○ 家庭教育学級や子育て講座の開設といじめの問題に関する学習内容の充実

家庭教育学級や子育て講座を開設し、保護者等同士の交流や相談の機会をつくるとともに、いじめの問題の背景理解や親子の関係づくり等に関する研修内容を充実させる。

○ 親子や家族で参加する体験活動や社会参加活動の充実

家族で過ごす時間や活動を共有し、会話を増やすことを目的として、自然体験やスポーツ活動、ボランティア活動等、親子で参加できる活動機会の充実に努める。

○ 子育てサークルへの支援

地域で活動する子育てサークルに対し、活動の場の助成やネットワーク化を図り、情報提供や連携したイベントづくり等への支援を図る。

② 子育てや子供の育ち等に関する相談体制の充実

子育て中の保護者等や家族は、家庭でのしつけや親子の接し方、子供の生活の変化や友達関係等、様々な悩みや疑問を持つものであり、教育委員会や保健福祉関係部署等の子育てにかかわる行政機関、大学などの研究機関や病院等が連携し、家庭教育に関する相談に応じる窓口づくりや相談員の資質向上に努める等、家庭教育を支援する取組が望まれる。

○ 家庭教育相談窓口の開設やネットワーク化

家庭教育に関する窓口を開設するとともに、保健福祉関係部署等の子育てにかかわる行政機関で設けられている相談窓口とのネットワーク化や一本化を図り、保護者等が何でも相談しやすいシステムをつくる。

○ 相談員の資質向上のための研修機会の充実

多様な相談内容への対応のための専門的知識や対応の仕方等に関する研修等、相談員の資質向上のための研修や情報提供等の取組を推進する。

○ 子育てに関するアドバイザーの育成

地域の高齢者や子育てサークル経験者の中から、子育ての方法やサークル活動の運営方法・内容等について助言できる人材を育成し、保護者等への助言やサークル活動への支援等を充実させる。

5 適切な学校評価・教員評価の実施

いじめの問題への学校全体や教職員一人一人の取組の効果を確認するとともに、より一層充実した取組へと改善を図るため、いじめの問題を視点とした学校評価・教員評価を工夫・改善する必要がある。また、学校評価・教員評価については、教職員一人一人のいじめの問題への意識の向上及び保護者等や地域の学校教育に対する信頼性の向上のためにも適切な評価が行われるよう留意する必要がある。

(1) 学校評価の活用

いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することに留意する必要がある。

いじめに関する具体的な学校評価の在り方については、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省）の【評価項目・指標等を検討する際の視点となる例】の生徒指導を参照しながら、必要な評価項目・指標等を設定し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かすよう学校を指導することが大切である。

参考 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省 平成28年3月）



【参考2-1】評価項目・指標等を検討する際の視点となる例

■生徒指導

○生徒指導の状況

- ・学校の教職員全体として生徒指導に取り組む体制の整備の状況
- ・問題行動への対処の状況
- ・非行防止教室の実施の状況
- ・保護者等や地域社会、関係機関等との連携協力の状況
- ・SCやSSW等との連携協力による教育相談の状況
- ・（データ等）児童生徒の出席率及び遅刻の状況
- ・（データ等）問題行動の発生状況

○児童生徒の人格的発達のための指導の状況

- ・自ら考え、自主的・自律的に行動でき、自らの言動に責任を負うことができるような指導の状況
- ・保護者等と連携協力して基本的な生活習慣を身に付けさせるための工夫の状況
- ・児童生徒の適性を発見し能力を引き出し、それを発揮できるようにするための工夫の状況
- ・豊かな人間関係づくりに向けた指導の状況
- ・命の大切さや環境の保全などについての指導の状況
- ・社会の一員としての意識（公平、公正、勤労、奉仕、公共心、公德心や情報モラルなど）についての指導の状況
- ・規範意識の向上に向けた指導の状況
- ・（データ等）児童生徒の生活習慣の定着や人格的発達の状況
- ・（データ等）問題行動の発生状況

(2) 教員評価

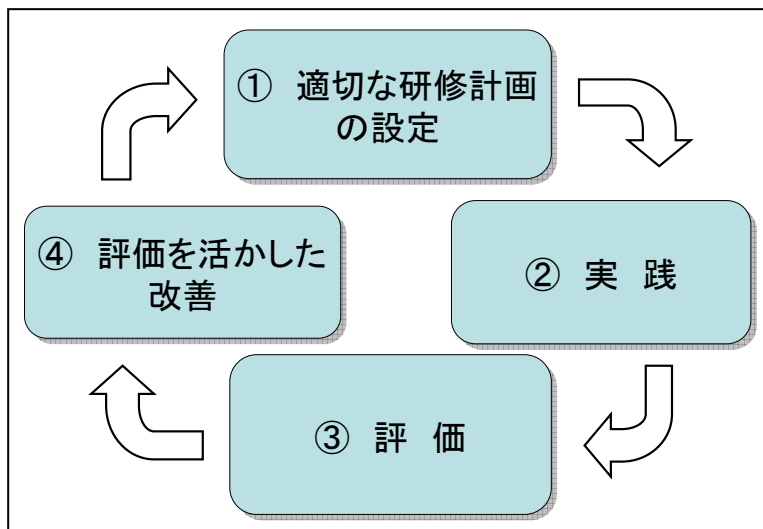
いじめに関する教員評価については、福岡県教育委員会から示されている「福岡県立学校職員の人事評価の手引」における生徒指導等に関する評価項目を参照しながら評価を行い、その後の取組に生かされるよう学校を指導する必要がある。

学校や学級・ホームルームにおけるいじめの認知件数で校長や教職員を評価するのではなく、いじめはどの学校にもあるという認識に立ち、いじめを見逃さず、解決に向けてきめ細かな取組を行うことができるよう、校長のリーダーシップの下、PDCAサイクルに基づく取組を継続的に実施することが大切であることを確認する必要がある。

国や県の基本方針を参考に、教職員がいじめを隠蔽することなく、できる限り早期に発見し、適切に解決することが評価されるようにしなければならない。

また、繰り返し指導をしているにもかかわらず、いじめの問題に関する取組に改善が図られない教職員については、改善に向けた校内研修等を実施することなどが必要である。

【図Ⅱ－10 教員評価を生かした教育活動活性化】



第3章 いじめの問題に対する県教育委員会の取組

いじめの問題の解決のためには、学校や市町村教育委員会及び家庭・地域社会がそれぞれの役割を十分に果たすとともに、これらが一体となった取組を積極的に行っていくことが重要であり、県教育委員会は学校や市町村・地域等の取組を指導・支援していく役割を担う。

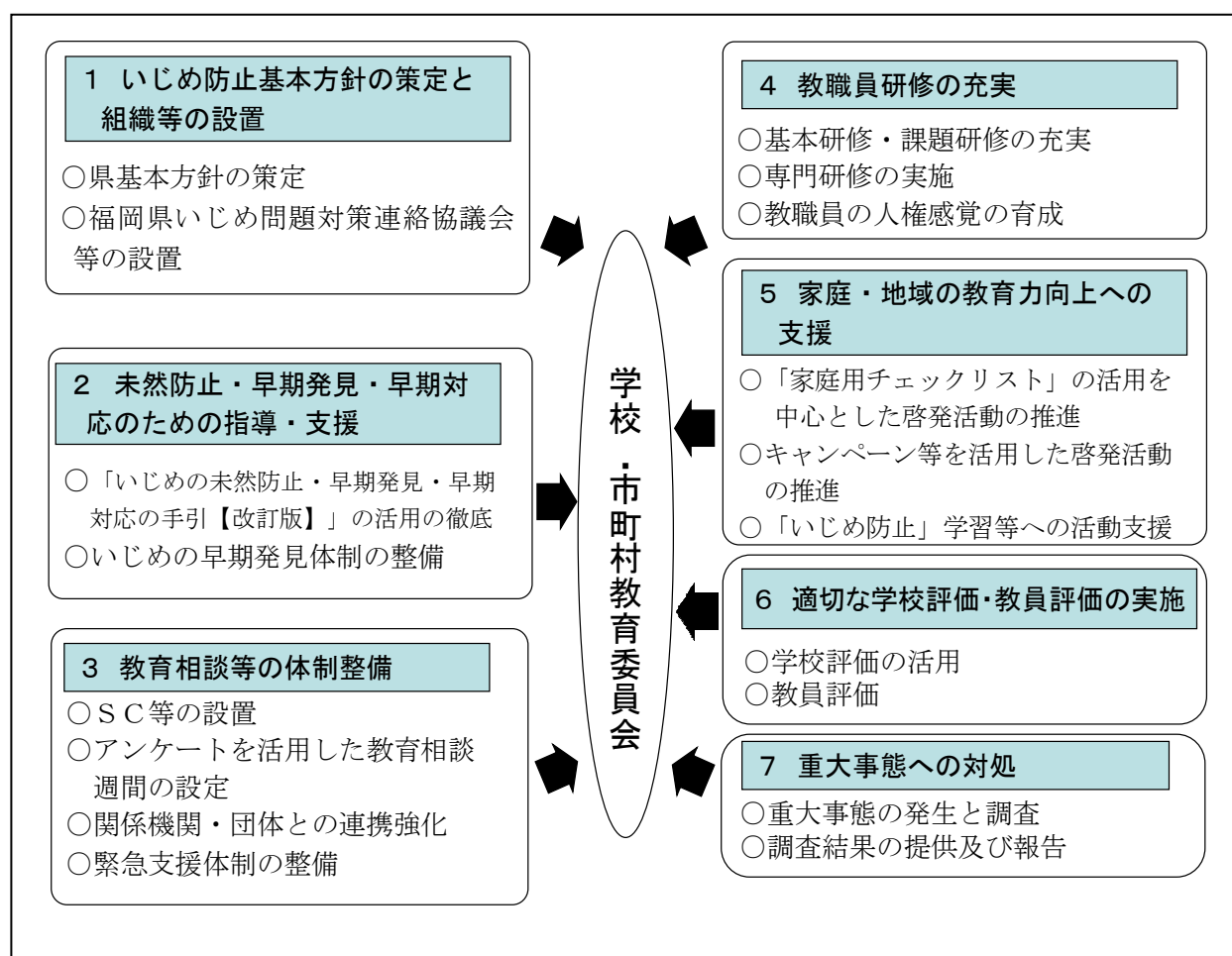
各学校や市町村教育委員会に対しては、県基本方針を示すことをはじめ、いじめの防止等への指導・支援や教育相談の体制整備を行う。

また、学校の実態に応じて、指導主事やＳＣ等の派遣、児童生徒や保護者等、教職員に対する相談事業等を行うとともに、特に、深刻ないじめの問題に関しては、緊急に指導主事等を派遣し、一定期間、継続的に問題の解決に当たらせ、正常な教育活動の確保に向けた指導・助言を行う等、各学校に対する支援体制の整備に努める。

さらに、いじめの問題の指導に当たる教職員の資質向上に関する研修の充実や、家庭や地域の教育力向上を図るための啓発活動、学校・家庭・地域が連携したいじめの問題の解消に向けた取組等への支援に努める。

県教育委員会としては、継続的にいじめの状況や各学校・市町村教育委員会の取組の状況を把握し、いじめの問題に関する取組の適切な実施に向けた指導、関係者の危機意識を恒常的に保つ取組を行っていく。

【図Ⅱ－11 県教育委員会の取組】



1 いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

(1) 県基本方針の策定

県基本方針は、本県におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等が、体系的かつ計画的・組織的に実施されるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載したものである。

また、今後は、より実効性の高い取組を実施するため、県基本方針が、本県の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すものとする。

参考 「福岡県いじめ防止基本方針」（平成 30 年 2 月改定）



(2) 福岡県いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防対法が示すとおり、いじめの防止等のための対策は、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行われなければならない。

そこで、本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、県基本方針に基づき、「福岡県いじめ問題対策連絡協議会」を設置するとともに、各市町村におけるいじめ問題対策連絡協議会等との積極的な連携に努める。

① 福岡県いじめ問題対策連絡協議会の構成員

いじめ防対法の趣旨を踏まえ、学校、P T A、教育委員会、知事部局関係課、法務局、福岡県警察その他の関係者を構成員とする。

【委員構成例】

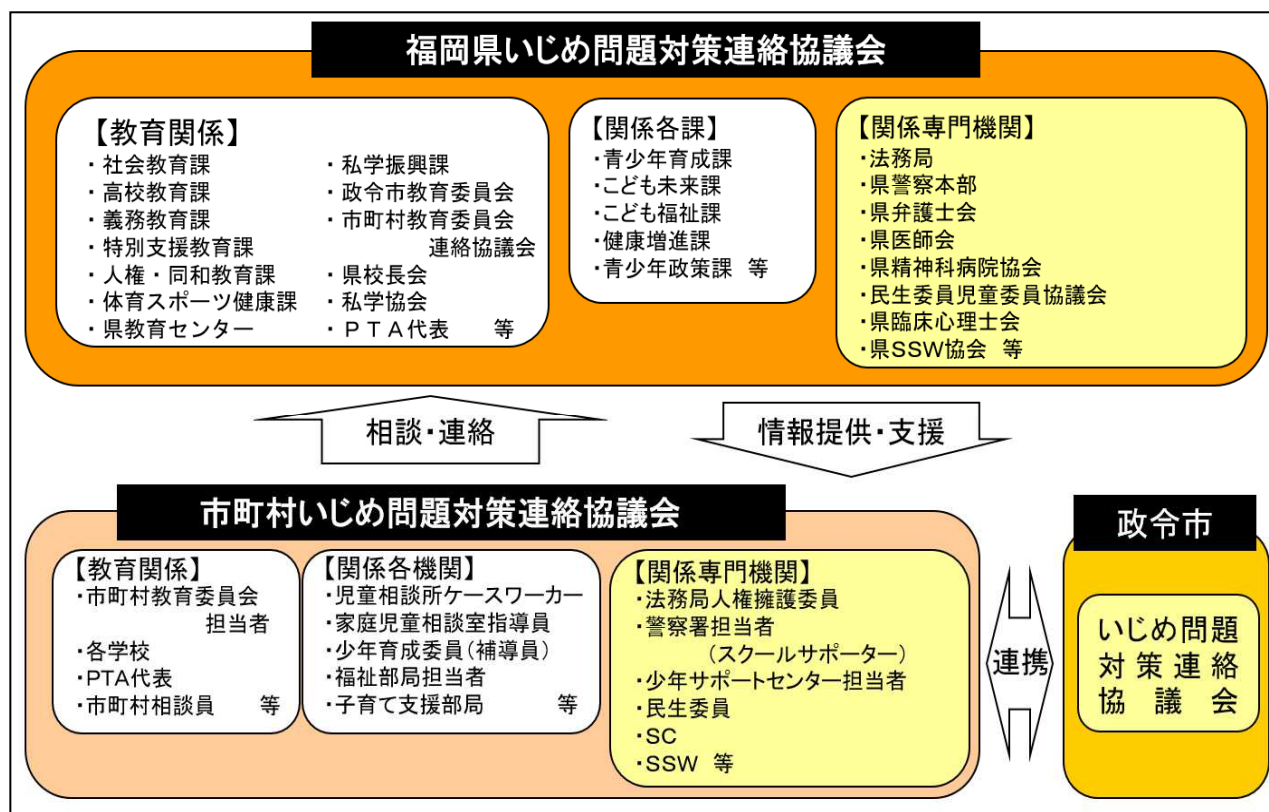
区分	機関・団体等
学校関係	・ 小・中学校校長会、高等学校長協会、特別支援学校長会、私学協会 ・ P T A
市町村教委	・ 市町村教育委員会連絡協議会 ・ 政令市教育委員会
専門機関等	・ 弁護士会、医師会、精神科病院協会、臨床心理士会、公認心理師会、 S S W協会、民生委員児童委員協議会 ・ 法務局、警察

② 福岡県いじめ問題対策連絡協議会の活動内容

会議を少なくとも年 1 回開催し、次に掲げる事項について連絡調整し、又は協議する。

- ・ 本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の役割及び機能
- ・ 本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の在り方
- ・ その他本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に必要な事項

【図Ⅱ－12 いじめ問題対策連絡協議会構造図】



(3) いじめ問題等学校支援委員会

いじめ問題等学校支援委員会（以下「支援委員会」という。）は、いじめの問題等が深刻化し学校だけでは解決が困難である事案に対し、適切な対応が図られるよう支援するため、県立の中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は支援チーム（「支援チーム」については55ページ参照）等を持たない市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会が所管する学校への支援チーム委員の派遣の可否を審査し、決定する。

支援委員会は、学校又は市町村教育委員会からの要請について支援チーム委員との連絡調整を行う。

支援チームは、いじめ問題等に係る学校の緊急支援を専門的な立場から行う。

(4) 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会

本県においては、県立学校におけるいじめの防止等のための対策の実効的な実施を促進するため、教育委員会の附属機関として「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」（以下「県いじめ防止対策委員会」という。）を条例により設置している。

県いじめ防止対策委員会には、学識経験者、心理や福祉の専門家、弁護士等の専門的知識及び経験を有する第三者を委員とし、主な機能としては、次のようなものとしている。

【主な機能】

- 本県のいじめの防止等の有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- 県立学校におけるいじめの事案に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。
- 県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。
- 県立学校における児童生徒の死亡事案に係る詳細な調査を行う。

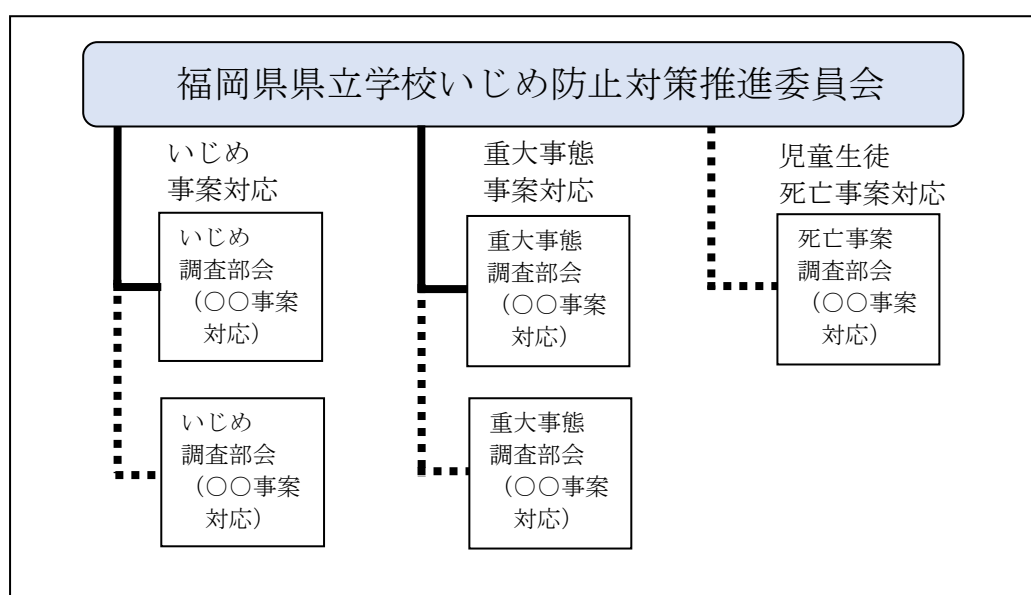
また、県いじめ防止対策委員会は、事案ごとに、必要に応じて、3名以内の委員で構成する「いじめ調査部会」と「重大事態調査部会」の2つの部会を委員会に設置する。

「いじめ調査部会」については、通常いじめ事案に対し、県教育委員会が必要に応じて設置し、いじめの事案に係る事実関係を明確にするための調査を行い、再発防止のための措置等の充実を図り学校を支援する。

「重大事態調査部会」については、いじめの重大事態が発生した際に、県教育委員会が必要に応じて設置し、いじめの重大事態事案に係る事実関係を明確にするための調査を行い、当該事案に対する対処や同種の事態の発生防止を図るために学校を支援する。

なお調査の際は、中立性・公平性・第三者性を確保するため、福岡県弁護士会、福岡県臨床心理士会、福岡県精神科病院協会などの職能団体の推薦により専門調査委員を選定する。

【図Ⅱ－13 推進委員会におけるいじめ事案への対応図】



2 未然防止・早期発見・早期対応のための指導・支援

(1) 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」の活用の徹底

本県で平成18年度に発生した、いじめが大きな要因の一つとされる自殺事案の報告書では、平成7年度に作成した「いじめの早期発見・指導の手引」の活用が十分ではなかったことが調査委員会から指摘されている。県教育委員会としては、調査委員会の指摘を重く受け止め、学校で有効活用ができる手引への見直しを図り、各学校の取組の充実を求めることとして、新たに平成18年度に「いじめの早期発見・早期対応の手引」、令和2年度に「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を作成した。今後、手引の活用の徹底を一層図る必要がある。そのポイントは次のとおりである。

【目 的】

各学校において、手引を校内いじめ対策委員会や教職員研修等で活用し、教職員間がいじめの問題に関する共通理解・共通実践を図る資料とし、各学校のいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

【内 容】

いじめに関する基礎理論を示す「いじめの問題に対する基本的考え方」、児童生徒にとって魅力ある学校をつくる「いじめの未然防止の取組」、学校現場における具体的な内容・方法を示す「いじめの早期発見の取組」、「いじめの早期対応の取組」、それらの取組を学校全体で機能化していく方法を示す「早期発見・早期対応のための校内体制」、「いじめの重大事態への対処」の6つの柱で構成する。

【ポイント】

- 未然防止の取組として、「絆づくり」と「居場所づくり」、いじめが起こりにくい学級・ホームルームづくり、生徒指導の機能を生かした授業づくり、について具体的に示している。
- 早期発見のためのチェックリストを掲載するだけでなく、チェックリストの活用方法・活用場面についての具体例を示し、より活用しやすいものになっている。
- 早期発見については教職員の視点からだけではなく、児童生徒の視点からの学校生活アンケートや、保護者等用の家庭用チェックリストなどを付加し、児童生徒の不安や悩みを把握しやすくしている。
- いじめだけに特化されたものでなく、不安や悩みを抱えた気になる児童生徒の発見も含めた早期対応についても具体的に示している。
- 「いじめられた児童生徒」、「いじめた児童生徒」、「周りの児童生徒」それぞれについて、いじめの対応の方法を示すことにより、きめ細かで組織的な対応ができるようにしている。
- いじめの重大事態対応のフロー図や調査結果を踏まえた対応等を示し、より活用しやすいものになっている。

【活用の仕方】

毎年、各教育委員会や学校・教職員に対し手引の活用について周知し、教職員研修等での教職員の共通理解の深化や共通実践の徹底を図るとともに、教育事務所主催の研修等で活用すること。

さらに、手引の活用状況について調査等を実施し、取組が不十分な学校については、積極的に市町村を通して学校への指導を行うこととする。

なお、本手引は必要に応じて見直すこととする。

(2) いじめの早期発見体制の整備

児童生徒が、いじめ等に関するサインをためらわずに発信できるようにするとともに、教職員・保護者等・地域住民等の大人が、そのサインをいつでもどこでも把握できる体制の整備を図る必要があり、そのため県においては、次の①～⑤の取組を行う。

児童生徒の不安や悩みのサインをいつでもどこでも把握できる体制を整備することは、児童生徒に対し「大人は自分たちを守ってくれている」という意識の啓発になり、地域住民に対しては、児童生徒を地域で見守ることの必要性を意識づけることになる。

① 「相談ポスト」の設置

教職員・ＳＣ・保護者等に対して、直接相談できない児童生徒や、友人のことを報告することを躊躇する児童生徒が、ためらわずに発信できるような手立ての一つとして、相談ポストを設置する。設置場所は、校内にとどまらず、公立の図書館、公民館等の公共施設等にも設け、広く児童生徒の声が届けられるようにする。

【設置場所】

- 各学校（市町村立小・中学校、県立高等学校、県・市立特別支援学校等）
- 各市町村の公共施設（公民館、図書館、青少年施設、文化関係施設等）

【活用の在り方】

- 学校においては、各学校の「校内いじめ対策委員会」が管理・運営を行う。
- 各市町村の公共施設においては、市町村教育委員会が管理・運営を行う。

② 「子どもホットライン24」相談窓口の設置と周知

本相談窓口においては、年中無休・24時間体制で、児童生徒がいつでも相談でき、相談員が直接電話対応することにより、児童生徒の増幅した不安感や恐怖感などの思いの軽減や助言ができるようにしている。

【電話番号】

○ 子どもホットライン24	0 9 4 8 - 2 5 - 3 4 3 4
※ 24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
※ 福岡いのちの電話	0 9 2 - 7 4 1 - 4 3 4 3
※ 北九州いのちの電話	0 9 3 - 6 5 3 - 4 3 4 3

また、本相談窓口の周知を図るために、「子どもホットライン24」及び「いのちの電話」の電話番号を記載した相談窓口紹介カードの児童生徒への配布や、ポスターの掲示、1人1台端末からの閲覧等により周知を図っている。

③ L I N Eによる相談窓口

いじめを含め様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS（LINE）を活用し、即時に応答する双方向システムを構築し、問題の深刻化の未然防止に努め、教育相談体制を整備している。

また、相談窓口紹介カードを児童生徒に配布し、本相談窓口の周知を図っている。

④ 電子メールによる相談

直接電話等では相談できない児童生徒や、仕事の都合などで昼間・夜間ともに電話相談等ができにくい保護者等がためらわずに相談し、早期対応ができるようにするために、電子メールによる相談を福岡県教育センターで受け付け、相談体制の充実を図る。

【対象者】

福岡県下（政令市を除く）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒、保護者等及び教育関係職員（教育委員会事務局を含む。）

【内容】

- いじめ、不登校、友人関係、学業などの学校生活に関すること。

【基本的考え方】

- 受付相談内容は、福岡県内の児童生徒にかかわる内容であること。
- 自殺予告、虐待等の緊急を要する内容については、教育庁の関係課その他の関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応すること。
- 意思疎通に誤解が生じることを防ぐため、電子メールによる継続相談は行わず、返信には電話又は来所による相談を促す記載をすること。

【教育相談ページアドレス】

https://www.educ.pref.fukuoka.jp/support/edu_guidance/



また、「子どもホットライン24」相談窓口において、相談メールを受け付けている。

【相談メールアドレス】

hotline24@pref.fukuoka.lg.jp

**⑤ 福岡県いじめレスキューセンターによる相談（福祉労働部こども未来課所管）**

学校外の立場から、いじめに悩む子供や保護者を支援するため、相談だけでなく、いじめの解消に向けた学校との調整とその後のフォローアップまで行う。

【対象者】

県内の小中高生（県内全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）とその保護者

【内容】

- 学校への相談を迷ういじめ
- 学校への相談後、第三者による支援を希望するいじめ

【支援体制】

- 支援員：3人程度 社会福祉士、精神保健福祉士等の知識・経験を有する者
- 専門員：1人 弁護士

【実施業務】

電話・メールでの相談、面接相談（予約制）、学校との調整活動

【開設日時】

日曜日から金曜日 10時から18時まで ※ 祝日及び年末年始を除く

【電話番号】

092-645-2567

【メールアドレス】

fukuoka.ijime@rescue-center.org



3 教育相談等の体制整備

深刻化・複雑化の傾向にあるいじめの問題や多様化している児童生徒の実態から考えると、教育相談においては、学校内外の連携に基づくチームの活動がますます必要になる。その際、チームの要となるコーディネーター役の教職員の役割が重要である。県教育委員会では、これまで、SC活用や子どもホットライン24の事業等を通して、教育相談体制の整備を進めてきたところである。引き続き、SCやSSW等の専門家をはじめ、各種相談機関との連携をより一層密にするなど、教育相談体制の整備に係る事業の充実が重要である。

(1) SC等の活用

SCについては、市町村立学校には平成7年度から、県立学校には平成8年度から配置を開始し、令和2年度以降、県内全ての小・中・義務教育学校、県立高等学校、県立中学校、県立中等教育学校に配置している。

さらには、平成20年度からSSWを配置し、学校の教育相談機能の充実に取り組んできた。

いじめの問題の早期対応に向けては、SC等の効果的な活用が求められる。SCやSSWの効果的な活用としては、児童生徒及び保護者等へのカウンセリング、教職員へのカウンセリングやコンサルテーション等に関する助言・援助、カウンセリングに関する情報収集・提供、さらには、中学校における校内いじめ対策委員会への参加や教育相談に関する教職員研修等の講師として招くなどの活用を推進してきた。

今後も、より効果的な活用の促進を図るとともに、市町村教育委員会と連携し、学校の教育相談体制の充実を図っていくことが必要である。

(2) アンケートを活用した教育相談週間の設定

各学校において、「学校生活アンケート」や「いじめに特化した無記名アンケート」等のアンケートの結果を活用して、児童生徒全員を対象とした教育相談を定期的・計画的に実施し、児童生徒の心の悩みや不安の軽減と解消を図るとともに、気になる児童生徒の情報等を共有するよう指導する。

また、この一定期間の教育相談の充実・推進に向けた取組を通して、各学校の教育相談機能の向上を図る。

なお、教育相談の実施に当たっては次の点に配慮しながら各学校において創意工夫し、教育相談のより一層の充実が図られるよう指導する必要がある。

【教育相談週間の目的】

- 児童生徒の気持ちを引き出し、その思いに共感する教育相談、及びそれで得た情報をもとにした取組を通して、児童生徒の心の悩みや不安の解消・軽減を図る。
- 教育相談を一定期間設定することを通して、児童生徒に対し教育相談の意義に関する意識を高める。
- 各学校及び教職員の教育相談機能等の向上に役立てる。

【教育相談週間の内容】

- 実施対象は、全児童生徒とする。
- 実施回数と時期は、学期当たり1回を目途に定期的に行い、全校又は学年別の一斉開催を原則とする。2学期制の学校においては、年3回を目途とする。
- 教育相談実施者及び一人当たりの相談時間は、各学校の校種・実情や児童生徒の発達段階に応じ、各学校で適切に決定する。

【教育相談週間の実施方法】

- 行事の精選や放課後の時間の工夫等により、教育相談週間の時間を確保する。
- 児童生徒の発達段階等に応じて、教育相談の実施者や教育相談の実施場所等を自己決定させる等の工夫を行い、児童生徒が心情を打ち明けやすい環境づくりを行う。
- 教育相談のより一層の充実を図るため、事前に学校生活アンケート等を実施する。
- 教育相談実施後は、学年会議等において情報の共有化を図る。

【教育相談週間の留意事項】

- 教育相談が形骸化しないために、日頃から児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 教育相談に関する教職員の技能向上のために、S C等の専門家を活用した演習主体の教職員研修を実施する。
- 相談期間内での対応では不十分な場合は、状況に応じて個別に相談を行う。
- 相談内容等によっては、S C等と児童生徒との相談を設定したり、教職員がS C等に相談してアドバイスを受けたりするなど、専門家・関係機関等の活用を十分に図る。
- 相談内容によっては、保護者等と連携した対応・支援等を行う。
- 日頃から保護者等との情報交換や連携を深めておく。

(3) 関係機関・団体との連携強化

○「福岡県いじめ問題対策連絡協議会」

いじめ防対法に基づき、学校、PTA、教育委員会、知事部局関係課、法務局、福岡県警察その他の関係者により、いじめの問題にかかわる本県の現状や課題についての情報交換、県・市町村のいじめ問題対策連絡協議会の在り方についての協議、市町村のいじめ問題対策連絡協議会との連携促進を図るための支援等について検討し、本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

○「福岡県教育相談ネットワーク会議」

いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対応し、県内の教育相談ネットワークの形成を図ることを目的としている会議であり、医療や心理、福祉等、県内の児童生徒に関わる専門機関の代表者が参加し、相談機関の連携や役割を明確にするための協議を行う。会議の内容等については県内の各地区及び各中学校区に広げることで、県内の教育相談ネットワークの形成を図る。

○「福岡県学校警察連絡協議会」、「ふくおか児童生徒健全育成サポート制度」、「スクールサポーター制度」

平成18年度に県教育委員会と県警察本部が締結した「ふくおか児童生徒健全育成サポート制度」等を活用し、犯罪の被害者・加害者になることへの未然防止・早期発見・早期対応のため、学校と警察の情報交換の推進を図る。

参考 「ふくおか児童生徒健全育成サポート制度運用要綱の制定について」（通知）
（福岡県警察本部 平成24年12月）



(4) 緊急支援体制の整備

いじめの問題への緊急的対応や問題等が深刻化し学校だけでは解決が困難である事案に対し適切な対応が図られるよう指導・支援するため、支援を必要とする学校や教育委員会に対し、指導主事を中心としたサポートチームや「支援チーム」を派遣する。

【サポートチーム】

【編成】

各教育事務所で1チーム編成し、各教育事務所の教育相談室の指導主事及びSC等で組織する。

【指導・支援の内容】

- 深刻ないじめの問題等の解決を図るための学校・市町村教育委員会への支援を行う。
- 学校・市町村教育委員会におけるいじめの問題等に関する研修会等への派遣を行う。
- 第三者的な立場での、学校（市町村教育委員会）と保護者等への支援を行う。

【派遣申請の手続】

- 学校・保護者等からの要請に基づき、市町村教育委員会が所管教育事務所へ要請する。
- 市町村教育委員会の判断に基づき、市町村教育委員会が所管教育事務所へ要請する。
- 校内研修、PTA研修や地域の研修会等への派遣要請は、校長が市町村教育委員会に要請し、市町村教育委員会が所管教育事務所へ要請する。

【支援チーム】

【編成】

県で1チーム編成し、弁護士、警察官OB、学識経験者、医師、公認心理師等のいじめの問題等の対応に識見を有すると認められる専門家5人の委員で組織する。

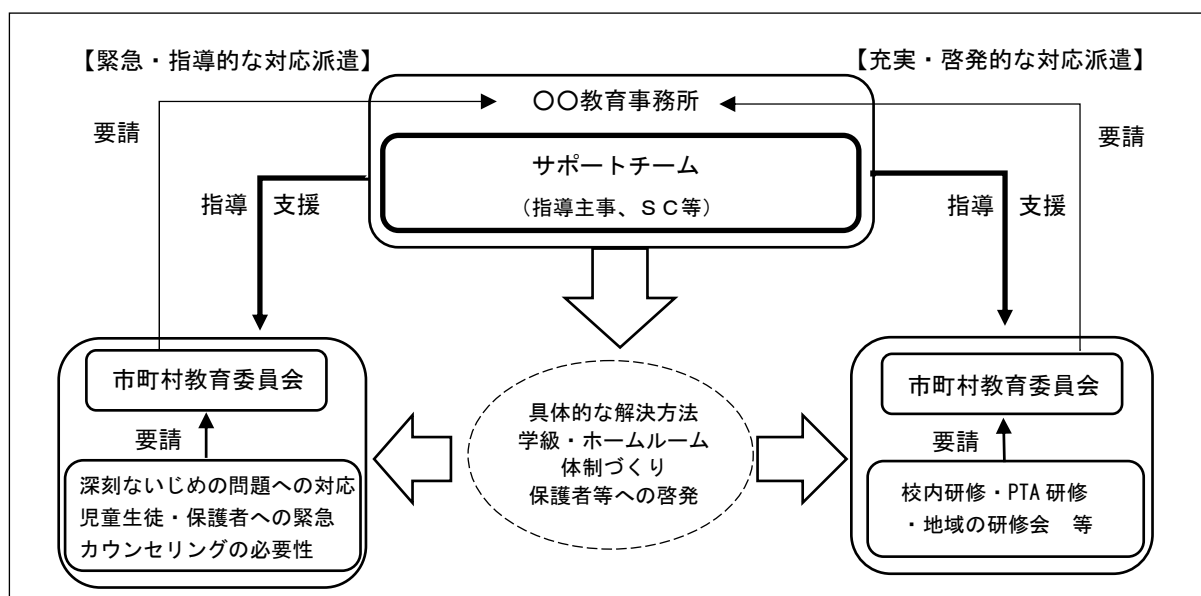
【指導・支援の内容】

○ 学校だけでは解決が困難な事案、児童生徒の生命・心身の安全を脅かす緊急事案等に際し、学校や教育委員会の対応についてのより専門的な立場からの指導・助言を行う。

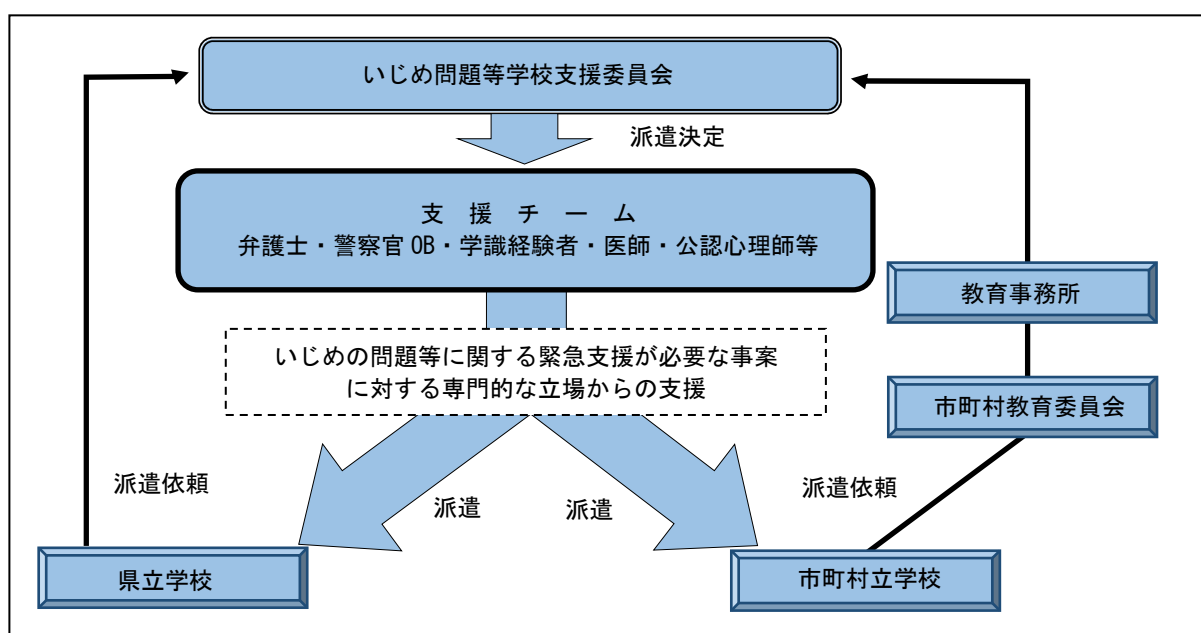
【派遣申請の手続】

- 市町村立学校については、市町村教育委員会が所管教育事務所を通じて教育庁義務教育課に要請する。
- 県立学校については、教育庁高校教育課又は特別支援教育課に要請する。

【図Ⅱ-14① 市町村立学校に対するサポートチームによる支援体制】



【図Ⅱ-14② 支援チームによる支援体制】



4 いじめに適切に対応する教職員研修の充実

これまでいじめの問題に係る教職員に対する研修は、その機会や内容など、状況に応じて改善され充実が図られてきた。しかしながら、依然としていじめの問題への初期対応等の不十分さにより、いじめが深刻化する状況も発生していることから、学校における教職員のいじめの問題への指導力の向上が強く求められている。

学校や教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切に対応するためには、指導力の向上が不可欠であり、そのための適切な教職員研修の実施が重要である。そのため、「いじめの問題に対する理解と対応」「教職員の人権感覚の育成」の視点から、いじめの問題に適切に対応する教職員研修の充実を図ることが必要である。

(1) 教職員研修で重視する観点

① いじめの問題に対する理解と対応

本県においては、いじめの問題に関する教職員への研修の項目として、「いじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「いじめの早期発見と対応の在り方」の3点を重視して取り組んできた。

引き続きこの3点を視点として、各研修内容の改善・充実を図る。

【各研修内容の見直し及び改善・充実を図る3つの視点】

○「いじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」

いじめの問題に関して、その基本的な考え方やいじめの構造、いじめ発生のシステム、そして教職員の基本姿勢など、教職員が共通認識すべき内容及びいじめ防対法や学校いじめ防止基本方針などの理解 等

○「いじめを生まない環境や集団づくり」

いじめへの対応だけでなく、積極的取組として、いじめを生まない、いじめを生みにくい環境や集団づくりの在り方 等

○「いじめの早期発見と対応の在り方」

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という基本姿勢の下に、いじめを早期に発見し、対応する具体的手立てや在り方、重大事態に対する対応の在り方 等

② 教職員の人権意識・人権感覚の育成

一人一人の児童生徒を大切にした教育を推進するためには、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分認識し、人権意識や感覚を育成することが大切である。そのため、次の観点から各研修内容の改善・充実を図る。

○ 教職員の人権尊重の理念の理解と体得

教職員の人権に関する知的理解や人権感覚の高揚

○ 教職員の指導力の向上

一人一人に対するきめ細かな児童生徒理解の在り方、互いに尊重し合う人間関係を育てる学級・ホームルーム経営の在り方、望ましい教室環境づくり 等

(2) 基本研修・課題研修の充実

① 基本研修におけるいじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解の完全実施

基本研修においては、「いじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」に関する内容を全ての研修で実施する。

② リーダー育成のため、3つの視点からの研修を実施

基本研修・課題研修ともに、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、研修担当者等の校内研修の推進的立場にある教職員を対象とした研修では、3つの視点の内容全てについて実施する。また、管理職や学年主任を対象とした研修では、いじめの問題に対する教職員の共通理解や対応の内容、関係機関や地域との連携、評価を活用した学校の取組改善の在り方などを内容に取り入れる。

【表Ⅱ－2 基本研修・課題研修】

校内研修の推進的立場にある教員を対象とした研修 (3つの視点全てについて研修を実施)	
基本研修	課題研修
新任校内研修担当者 (小・中・高・特)	生徒指導担当 (小)
新任学年主任 (小・中・高・特)	
新任生徒指導主事 (中・高・特)	生徒指導主事 (中・高・特)
新任校長 (小・中・高・特)	校長 (小・中・高・特)
新任副校長 (小・中・高・特)	副校長 (小・中・高・特)
新任教頭 (小・中・高・特)	教頭 (小・中・高・特)
新任主幹教諭 (小・中・高・特)	主幹教諭 (小・中・高・特)
新任指導教諭 (小・中・高・特)	指導教諭 (小・中・高・特)
	不登校・いじめ対応実践 (小・中)

③ 課題研修における、いじめの問題に特化した研修の実施

課題研修においては、各地域や学校における指導者の育成を目指し、いじめの問題に特化した研修を実施する。

(3) 専門研修の実施

各地域や学校において、指導者の育成及び専門的資質の向上を目指し、いじめの問題に特化した研修を福岡県教育センターにおいて実施する。

既存の集団づくりや人間関係づくりに関する研修講座をいじめという観点から充実を図り、いじめを生まない環境や集団づくりの研修の構築を図る。

(4) 「県基本方針」等の活用

各研修実施に当たっては、県基本方針や本対策、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」等を活用し、その徹底を図る。

(5) いじめの防止等のための調査研究及び検証

いじめ防対法の規定に基づき、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめられている児童生徒又はその保護者等に対する支援及びいじめている児童生徒に対する指導又はその保護者等に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方等についての調査研究を行うとともに、その成果を普及する。

(6) 教職員の人権感覚の育成

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が示すように、人権教育を通じて育てたい資質・能力のうち、価値的・態度的側面と技能的側面からなる人権感覚が人権に関する知的理解と結びついて、問題性を認識し、問題状況を変えようとする意欲や態度、つまり人権意識が高まってくることを踏まえ、教職員の人権意識や感覚を高めるため、次の観点から研修の充実を図る。

① 人権に関する知的理解と人権感覚を重視した研修内容の充実

いじめに関する3つの視点（55ページ）からの実践的な研修を通して、一人一人の児童生徒に対する理解を深め、きめ細かな指導を行うことの重要性等、教職員として必要とされる知識と基本的な価値・態度・技能を理解し、人権尊重の理念について認識を深めるようにする。

② 本庁及び各教育事務所主管の人権教育研修会の充実

教職員の人権に関する知的理解と人権感覚の高揚を図るため、次の観点から研修の充実を図る。

- 教職員における人権尊重の理念の理解と体得
- 人権が尊重される学級・ホームルーム経営と生徒指導
- 家庭・地域との連携及び校種間の連携
- 人権が尊重される教育・学習環境づくり

③ 人権教育担当者研修会等において、次の内容の研修を実施

- 教職員における人権尊重の理念の理解・体得
- 人権教育を通じて育てたい資質・能力
- 効果的な教職員の研修等の取組
- 学校としての取組と点検・評価

④ 「人権教育の指導方法等の在り方について」の活用

研修実施に当たっては、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和6年3月改訂）等を活用し、内容の充実を図る。

参考 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
（文部科学省 平成20年3月）



参考 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」
（文部科学省 令和6年3月改訂）



5 家庭・地域の教育力の向上への支援

いじめの問題は、家庭教育の在り方にもかかわっている問題であり、その解決に当たって、家庭の果たす役割は重要である。さらに、いじめ防対法においても第9条に保護者の果たす役割について明記されており、家庭教育においての子供の規範意識や基本的生活習慣の定着を図ることが重要である。また、地域もいじめの問題に積極的にかかわる必要がある。したがって、家庭・地域の教育力の向上を図るために、保護者等や地域の人々のための啓発活動や支援策等を工夫する必要がある。さらに、学校と家庭・地域が連携していじめの問題の解消に取り組むための様々な学習機会や情報の提供、家庭・地域の教育機能の充実を図る施策の推進が必要である。

そこで、いじめの問題に関する家庭用リーフレットを作成・配布し、いじめの問題は家庭教育の在り方にも大きくかかわっていることや、その解決に当たって家庭の果たす役割が重要であることを伝えるとともに、学校と家庭が信頼関係に基づく協働意識をもって対応できるよう、保護者等及び地域の人々への啓発を行うことが重要である。

(1) 「家庭用チェックリスト」の活用を中心とした啓発活動の推進

家庭でいじめのサインを早期に発見することや家庭での子供とのふれあい、いじめの防止等のいじめの問題に特化したリーフレットの作成・配布を行うことで、いじめの取組に対する保護者等の関心を高め、理解を深める。

【具体的取組】

- 家庭のいじめのサインを発見するための家庭用チェックリストの活用促進を図るリーフレットの作成・配布
- ネットいじめの早期発見の促進のための家庭用リーフレットの作成・配布

(2) 全県的な研修会やキャンペーン等を通じた啓発活動の推進

教職員やPTA指導者、公民館関係者等による全県的な研修会や交流会、キャンペーン等の中で、いじめの問題に関する内容を取り上げ、学校・家庭・地域が一体となりいじめを見逃さない県民の意識の高揚を図る。

【具体的取組】

- PTA指導者研修会や社会教育委員研修会等における講演や分科会等の設定
- 県PTA連合会の県下一斉親子ふれあい運動の一環である「いじめ撲滅月間」の取組との連携による「保護者用いじめチェックリスト」の活用促進

(3) 「いじめ防止」学習や実践活動に対する活動支援

いじめの問題に関する研修プログラムや講師の派遣・紹介、地域での組織づくりや活動方法の事例紹介を通して、研修や実践活動のアイデアやノウハウ等を提供し、活動の活性化を図る。

【具体的取組】

- 講義・協議・演習形式によるプログラムモデルの作成・紹介、講師リスト等の整備
- 地域やPTAでの「いじめストップ宣言・活動」や「いじめの防止活動」等への情報提供
- 相談窓口の設置や講師リストの作成

6 適切な学校評価・教員評価の実施

いじめの問題への学校全体や教職員一人一人の取組の効果を確認するとともに、より一層充実した取組へと改善を図るため、いじめの問題を視点とした学校評価・教員評価を工夫・改善する必要がある。また、学校評価・教員評価については、教職員一人一人のいじめの問題への意識の向上及び保護者等や地域の学校教育に対する信頼性の向上のためにも適切な評価が行われるよう留意する必要がある。

そのため、県教育委員会としては、県立学校における適切な学校評価・教員評価が実施されるよう指導・助言に努める。

(1) 学校評価の活用

学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを重視する必要がある。

そのため、県教育委員会は、県立学校に対して、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づきいじめの取組に関する評価を行うとともに、国の「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」を参考に評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かすよう必要な指導・助言を行う。

(2) 教員評価

教員評価のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以降の取組に活かすよう必要な指導・助言を行う。

参考 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省 平成28年3月）



第3部

重大事態への対処

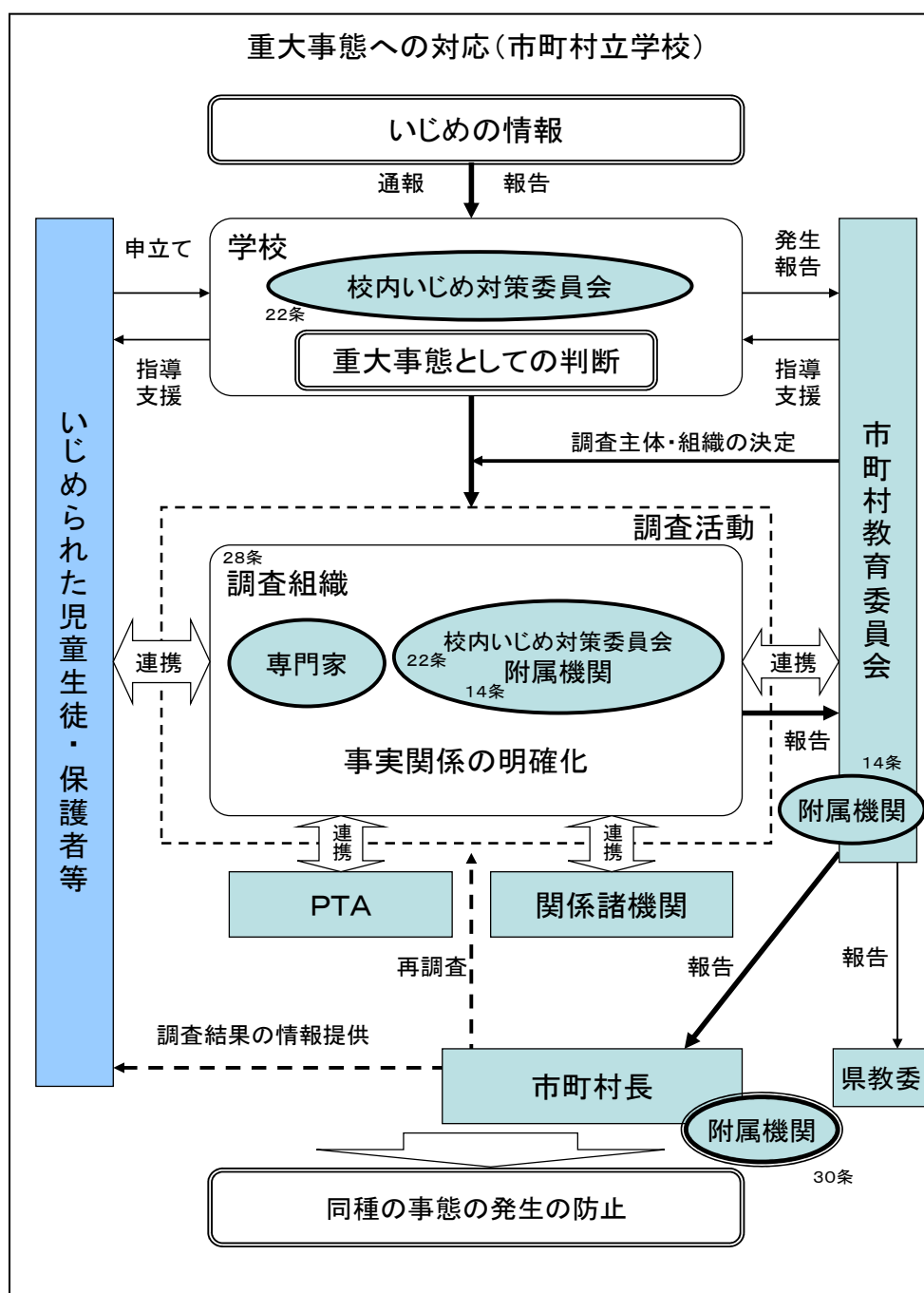
1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態への対応体制づくり

重大事態が発生した場合には、その対処及び同様の事態の発生の防止に向け、学校と学校の設置者（以下「学校の設置者」とは、県立学校については県教育委員会、市町村立学校については当該市町村教育委員会のことを指す。）が連携を図りながら、いじめ防対法に規定された対応を適切に行うことが必要である。

そのため、学校及び学校の設置者は、地域の実情に応じて、平時から適切に対応できる体制づくりや関係機関等との日常的な連携に努めることが必要である。

【図Ⅲ－１ 重大事態への対応体制】



各学校においては、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、校内いじめ対策委員会が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組が重要である。

また、学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、対象児童生徒・保護者等がいじめ防対法第23条第2項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておくことが必要である。

参考 「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」（通知）
（文部科学省 令和6年8月）



(2) 重大事態の意味

《いじめ防対法における重大事態の意味》

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられている児童生徒の状況に着目して判断する。
 - （例） ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童生徒やその保護者等からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- 「金品等に重大な被害」とは、金額の大きさではなく、子供にとって大きな出来事になる可能性があるかどうかを考え、児童生徒の目線に立った対応が必要である。
- 児童生徒やその保護者等からの申立てに際し、たとえ「重大な事態が生じた」という表現がなされなかったとしても、学校等が、重大事態として取り扱うべきと判断した事案は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることが必要である。

- いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。

(3) 重大事態の発生時の対応

① 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。

調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

② 児童生徒・保護者等から申立てを受けた場合の対応

いじめは、学校や教職員等の見えないところで起きることも多くあり、児童生徒や保護者等の情報は、学校が知り得ない極めて重要な情報である。そのため、1人1台端末の活用等も含め、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、児童生徒や保護者等からいじめの申立てがあった場合には、いじめ防対法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認することが求められる。

また、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、いじめ防対法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

〔いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会）〕
五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

③ 重大事態の発生報告

市町村立学校は、直ちに当該市町村教育委員会に重大事態の発生を報告し、報告を受けた市町村教育委員会は市町村長へ事態発生について報告しなければならない。また、併せて県教育委員会への報告を行うこととする。

県立学校は、直ちに県教育委員会に報告し、報告を受けた県教育委員会は県知事に報告しなければならない。

学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、SC、SSWをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識する必要がある。

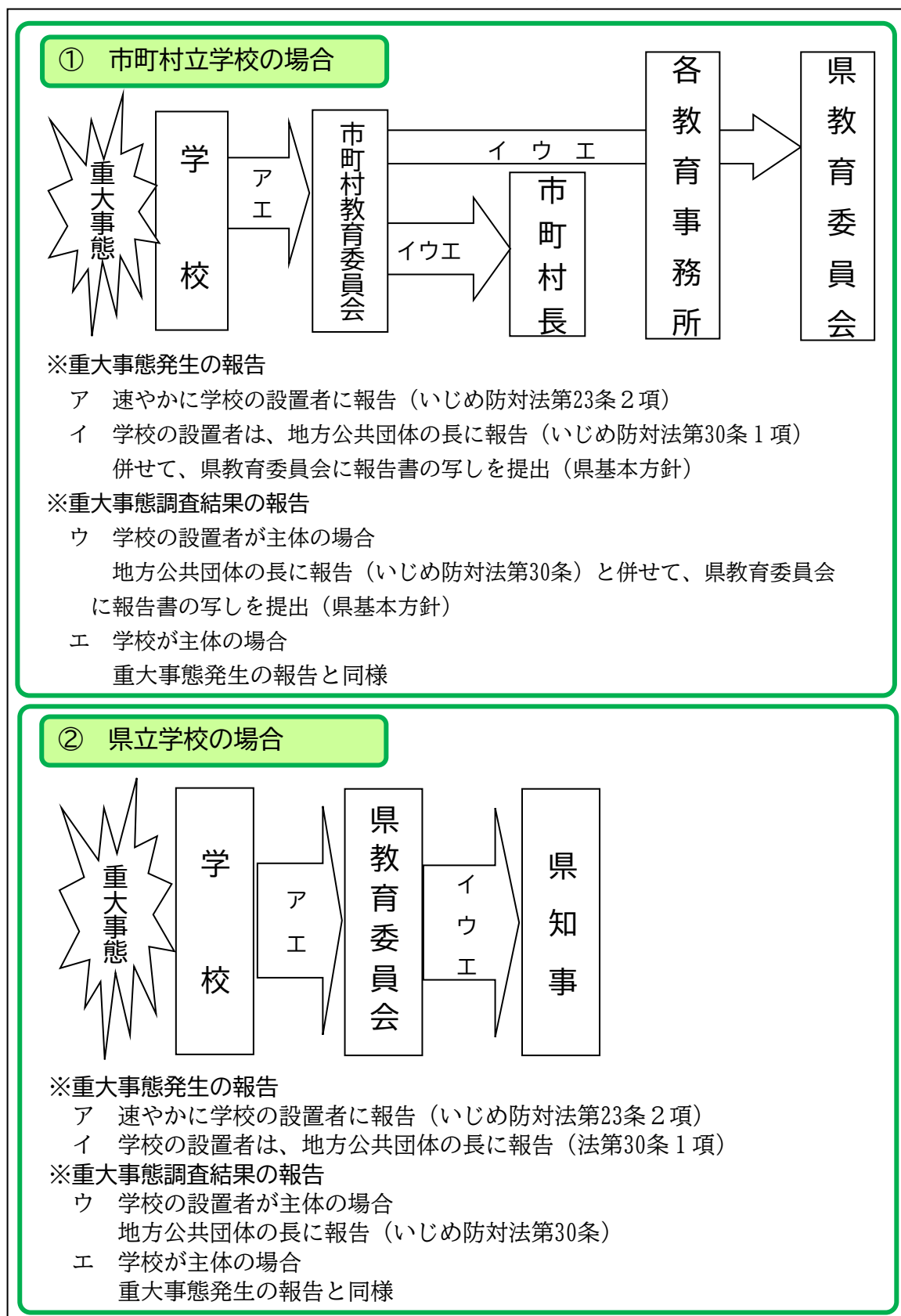
④ 重大事態の発生時の初動対応

いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始しなければならないことを当該学校の教職員が理解し、自分事として調査の実施に向けて協力

する必要がある。

重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者等との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者等との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。

【図Ⅲ－２ 重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ】



(4) 調査組織の設置

① 調査主体の決定

法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校が主体となるか、学校の設置者が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。

なお、国の基本方針に記載のとおり、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する」ことが必要である。

調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、いじめ防対法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から附属機関を設置しておくことが望ましい。

なお、県立学校における事案で県教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会（46ページ参照）とする。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ防対法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている校内いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により、適切に対応することが必要である。

学校主体となる場合もいじめ防対法第28条第3項に基づき、学校の設置者は、学校に対し必要な指導及び人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行わなければならない。

なお、不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。

② 調査組織の種類

調査主体は上記①のとおり学校の設置者又は学校となるが、実際に調査を行う組織については概ね以下のような体制が考えられる。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

ア 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、SC・SSW等の専門家が参画した調査組織。公平性・中立性を確保する観点から、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

イ 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 公立学校の場合には、いじめ防対法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。

- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

ア 校内いじめ対策委員会方式

- ・ 各学校に設置されている校内いじめ対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士やＳＣ・ＳＳＷ等の専門家が参画した調査組織。公平性・中立性を確保する観点から、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

イ 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

③ 調査組織の構成について

委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえて調査主体において判断するものの、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い事案と考えられる。

ア 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省 平成26年7月）では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

イ 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

ウ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

また、これらに該当しない事案であっても、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高いと考えられる事案については、専門家及び第三者の参画を積極的に検討することが望ましい。

④ 専門家及び第三者の考え方

“専門家”とは、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。

また、“第三者”とは、国の基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示されている。ここでの、「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者等を指している。

よって、例えば、重大事態が発生した学校を担当するＳＣやＳＳＷ、当該学校の校内いじめ対策委員会に参画している弁護士等が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、このような場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命・委嘱することが考えられる。その際、対象児童生徒・保護者等から推薦に当たっての専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。

職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。この点、域内の他の学校を担当するＳＣやＳＳＷ、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等が、職能団体等からの推薦を受けて“第三者”の立場からも調査組織に加わる場合について、直接の人間関係又は特別の利害関係がなければ、当該重大事態が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、第三者性は確保されていると考えられる。

なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域は、組織に加える専門家について、必要に応じて県と連携し人材の確保を行うなどの工夫が必要である。

(5) 児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

事前説明は、大きく２段階に分けて行うことが考えられる。以下のとおり、当該事案がいじめ重大事態に当たると判断した後（すなわち、重大事態調査を行うこととなった後）速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

① 重大事態の別・根拠

- ・ １号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということやいじめ防対法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。
- ・ 学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。

② 調査の目的

- ・ 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

- ・ その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ・ 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者等から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。
 - ・ 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者等の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されと考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。
 - ・ 対象児童生徒・保護者等が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。
- ④ 調査事項の確認
- ・ 調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者等が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
 - ・ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ・ 対象児童生徒・保護者等から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。
 - ・ 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者等が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者等が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
 - ・ その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
- ・ 対象児童生徒・保護者等との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ・ 調査の根拠、目的について説明する。

② 調査組織の構成

- ・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・ 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- ・ 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- ・ そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

④ 調査事項・調査対象

- ・ 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・ なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・ また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- ・ 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- ・ 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・ その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

- ・ いじめ防対法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
- ・ また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
- ・ 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
- ・ なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為の事実関係について、次のような点を可能な限り網羅的に明確にすることである。

- 発生時期・場所（いつ、どこで）
- 関係児童生徒（誰から行われたか）
- いじめの態様（どのようないじめであったか）
- いじめに至る経緯等（いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか）
- 学校・教職員の対応（どのように対応したか）

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事案の再発防止を図るものであり、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきものである。

いじめ防対法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身において、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止め、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者等と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡

なくなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の詳細調査については、いじめ防対法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省 平成26年7月）を参考とするものとする。

参考 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」
（文部科学省 平成26年7月）



- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者等に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や聴き取り調査を含む詳細調査の実施を提案する。
- 詳細調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(7) 重大事態調査の進め方

① 重大事態調査における留意事項

- 不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点まで

の事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

- 調査組織の構成員等に対しては、誓約書を書いてもらうなどにより守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等にも留意する。

② 聴き取り調査の方法及び留意事項

- 聴き取りの体制については、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。
- 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聴き取りを担う又は参加することが望ましい。
- 聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定することが必要となる。
- 児童生徒への聴き取りの際には、当該事案に深く関わっていないＳＣが同席したり、その児童生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
- 聴き取り調査を行う際、全体として１時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
- 聴き取り調査において対象児童生徒が話したがることもあるが、無理に聴き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。
- 学校の教職員等への聴き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり、特に、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聴き取り方法を工夫することも必要になる。
- 聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もありうる。
- 聴き取りの対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであれば聴き取り等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながら聴き取りを行う。

③ 児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

- 調査対象者を広げてアンケート調査等を行う場合には、学校において実施することとなるが、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向も確認する。
- 学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、例えば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられる。
- 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合は、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができなくなる場合

もあることに留意する。

- アンケート調査等の対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながらアンケート調査等を行う。

④ 調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

- 重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者への不安感、不信感の軽減につながる。
- 調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明することが想定される。
- 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
- 聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。
- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を検討することが必要である。

(8) 調査報告書の作成

① 重大事態調査における調査報告書の作成

- 報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。
- 公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなどが考えられる。
- 重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目は以下のとおり。

【重大事態調査における調査報告書項目例】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○ 重大事態調査の位置付け | ○ 事案の事実経過 |
| ○ 調査の目的、調査組織の構成 | ○ 事案の事実経過から認定しうる事実 |
| ○ 事案の概要 | ○ 学校及び学校の設置者の対応 |
| ○ 調査の内容 | ○ 事案への対処及び再発防止策の提言 |

② 事実関係の確認・整理

- いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義はいじめ防対法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、

日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする。

- 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（発達のな特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。
- 調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめることが考えられる。
- 聴き取り等の内容や収集した資料等について正確性や信頼性の観点から吟味し、評価していく。この際、調査組織は、中立的な観点から検討することが必要である。
- ただし、調査に当たっては事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等も想定される。調査結果をまとめるに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記することも考えられる。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。
- 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり、評価分析とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。
- 重大事態調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであり、対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。なお、「いじめが主たる原因ではないことをもって、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめられた児童生徒及びその保護者等に対する情報を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者等に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめられた児童生徒やその保護者等に対して適切に情報提供することが必要であるとともに、適時・適切な方法で、経過報告を行うことも必要である。

なお、これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者等に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者等に説明する等の措置が必要であることに留意する。その際、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省 平成26年7月）を参考に、アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつごろ提供できるか）について、調査組織において、調査実施前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を説明し、理解を求めるよう努める。ただし、

これは、結果の提供を前提としないアンケート調査の実施を禁じているものではなく、何よりいじめられた児童生徒又は保護者等との十分な理解を得ることを重視するものである。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、県立学校の場合は県教育委員会を通じて知事に報告しなければならない。市町村立学校に係る調査結果は、当該市町村長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告するものとする。

(1) の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者等が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて地方公共団体の長に報告する。

(3) 調査報告書の公表

調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者等の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。

3 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査

重大事態に対する調査結果の報告を受けた市町村長は、市町村立学校に対して、知事は、県立学校に対して、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ防対法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

当該再調査を行うに当たって、いじめ防対法第28条第1項の規定による調査を行った組織は、その調査に積極的に協力することが必要である。

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(2) 再調査の進め方

- 再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。
- 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。
- 上記のとおり再調査すべき内容について整理を行った後は、重大事態調査の調査組織とは異なる組織において調査を行うが、児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮することが必要である。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校における重大事態の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされている。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、次に掲げるものがある。

- 支援チームを活用した緊急的な支援
- 教育事務所や福岡県教育センター、市町村教育委員会の指導主事等の派遣による重点的な支援
- 生徒指導に専任的に取り組む教職員など人的体制の強化
- 心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など専門家の追加配置 等

他にも、いじめ防対法においては、教育委員会が、首長部局における関係課・機関等と連携を図りながら、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置の実施に努めることが求められている。

また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならない。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが必要であり、報告に当たっても、教育委員会と適切に連携を図ることが必要である。